

平成25年度 教育委員会 第9回定例会 議案

1 日 時 平成25年8月8日(木) 午後2時

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 事

第14号議案 特別職の職員等の給与の特例に関する条例第4条第1項第1号の職の
職制上の段階を考慮して次号の規定を適用すべき職員として任命権者
が別に定める職員等を定める規則の制定 …… 1

<非> 第15号議案 教職員人事異動 …… 非

<非> 第16号議案 教職員の懲戒処分 …… 非

(3) 報告事項

(4) 閉 会

第 14 号議案

特別職の職員等の給与の特例に関する条例第 4 条第 1 項第 1 号の職の職制上の段階を考慮して次号の規定を適用すべき職員として任命権者が別に定める職員等を定める規則の制定

特別職の職員等の給与の特例に関する条例第 4 条第 1 項第 1 号の職の職制上の段階を考慮して次号の規定を適用すべき職員として任命権者が別に定める職員等を定める規則を別紙のとおり制定する。

平成 25 年 8 月 8 日提出

静岡県教育委員会教育長

特別職の職員等の給与の特例に関する条例第4条第1項第1号の職の職制上の段階を考慮して次号の規定を適用すべき職員として任命権者が別に定める職員等を定める規則をここに公布する。

平成25年 月 日

静岡県教育委員会委員長 高橋 尚子

静岡県教育委員会規則第 号

特別職の職員等の給与の特例に関する条例第4条第1項第1号の職の職制上の段階を考慮して次号の規定を適用すべき職員として任命権者が別に定める職員等を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、特別職の職員等の給与の特例に関する条例(平成25年静岡県条例第62号。以下「給与特例条例」という。)第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、職の職制上の段階を考慮して給与特例条例第4条第1項第2号の規定を適用すべき職員として静岡県教育委員会が別に定める職員等を定めるものとする。

(職の職制上の段階を考慮して給与特例条例第4条第1項第2号の規定を適用すべき職員として静岡県教育委員会が別に定める職員)

第2条 給与特例条例第4条第1項第1号の職の職制上の段階を考慮して次号の規定を適用すべき職員として任命権者が別に定める職員は、職員の任用に関する規則(静岡県人事委員会規則6-6。以下「任用規則」という。)別表(1)に規定する第1等職及び第2等職以外の職並びに任用規則別表(2)に規定する第1等職及び第2等職以外の職に任命されている職員とする。

(職の職制上の段階を考慮して静岡県教育委員会が別に定める職員)

第3条 給与特例条例第4条第1項第1号の職の職制上の段階を考慮して任命権者が別に定める職員は、任用規則別表(2)に規定する第1等職又は第2等職に該当する職に任命されている職員とする。

(職の職制上の段階を考慮して給与特例条例第4条第1項第3号の規定を適用すべき職員として静岡県教育委員会が別に定める職員)

第4条 給与特例条例第4条第1項第2号の任命権者が別に定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 任用規則別表(1)に規定する第5等職の職に任命されている職員
- (2) 任用規則別表(2)に規定する第4等職の職に任命されている職員
- (3) 給与特例条例の施行の日以降に新たに静岡県教職員の給与に関する条例(昭和31年静岡県条例第52号)第21条第5項の規定により期末手当基礎額に係る加算を受けることとなった職員

附 則

この規則は、平成25年9月1日から施行する。

< 第 14 号議案 概要 >

特別職の職員等の給与の特例に関する条例第 4 条第 1 項第 1 号の職の職制上の段階を考慮して次号の規定を適用すべき職員として任命権者が別に定める職員等を定める規則の制定

1 制定の理由

特別職の職員等の給与の特例に関する条例の制定に伴い、職の職制上の段階を考慮して教育委員会が別に定める職員に関する規則の制定を行う。

2 制定の内容

- (1) 管理職手当受給者であるが、管理職手当非受給者と同じ削減率とする。
(第 2 条関係)
- (2) 管理職手当非受給者であるが、管理職手当受給者と同じ削減率とする。
(第 3 条関係)
- (3) 職務加算を受けているが、加算を受けていない者と同じ削減率とする。
(第 4 条関係)

3 施行期日

平成 25 年 9 月 1 日

特別職の職員等の給与の特例に関する条例第4条第1項第1号の職の職制上の段階を考慮して次号の規定を適用すべき職員として任命権者が別に定める職員等を定める規則の制定

(教育総務課)

1 概要

特別職の職員等の給与の特例に関する条例の制定に伴い、管理職手当及び職務加算により給与削減率を定めたが、職の職制上の段階を考慮して削減率の適用について、管理職手当及び職務加算の受給状況にかかわらず、教育委員会が別に定めることとした。

条例概要

削減率	対象者
8%	管理職手当を受ける者
6%	職務加算を受ける者
3%	上記以外の者

2 教育委員会が別に定める職員

条例による基準			定める内容 (規則条項)	対象者	適用 削減率
管手	加算	削減率			
		8%	管理職手当受給者であるが、管理職手当非受給者と同じ削減率とする。 (第2条関係)	部主事(3等職) 79人 事務長(3等職) 81人 船長(3等職) 1人 給料表 教2級、行5・6級	6%
×		6%	管理職手当非受給者であるが、管理職手当受給者と同じ削減率とする。 (第3条関係)	総括・主任管理主事 (1・2等職)(校長・教頭) 14人 総括・主任指導主事 (1・2等職)(校長・教頭) 21人 充指導主事(2等職)(教頭) 6人 給料表 教3・4級	8%
×		6%	職務加算を受けているが、加算を受けていない者と同じ削減率とする。 (第4条関係)	実習助手(4等職) 86人 寄宿舎指導員(4等職) 22人 副主任(5等職) 5人 給料表 教1・2級、行3級	3%

3 施行期日

平成25年9月1日

給与削減率一覽

削減率	条件		教育職(任用規則別表(2))				行政職、医療職(任用規則別表(1))				労務職	適用条項	
	管理職手当	職務加算	高校教育職		中小教育職		行政職		医療職(2)		行政職(2)	条例	規則
			等職	対象者	等職	対象者	等職	対象者	等職	対象者	対象者		
8%			1	校長	1	校長	1	教育次長、事務所長				第4条 第1項 第1号	
			2	副校長、教頭	2	教頭	2	課長、統括監、室長、課 参事、青年の家所長、事 務長					
管理職手当有	×		1	総括管理主事、総括指導 主事	2	充指導主事						第3条	
			2	主任管理主事、主任指導 主事、充指導主事									
6%			3	教諭(特別支援学校部主 事)			3	事務長、船長					第2条
			×	×	3	教諭、養護教諭、指導主 事(大卒8年以上)	3	主幹教諭、教諭、養護教 諭、充指導主事(大卒8年 以上)	3	主幹	4	主査、主任	主任技能員
							4	係長、主査、事務主査、 主任、専門員					
3%	×		4	実習助手、寄宿舍指導員 (高卒18年以上)			5	副主任					第4条
			×	×	3	教諭、養護教諭(大卒8年 未滿)	3	教諭、養護教諭(大卒8年 未滿)	5	主事	5	栄養士	技能員
			4	実習助手、寄宿舍指導員 (高卒18年未滿)									

第9回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
1	平成 25 年 6 月県議会定例会の答弁状況	1
2	静岡県教育情報化推進ワークショップの開催	5
3	静岡県教育委員会におけるフェイスブックページの試行	7
4	養護教諭指導リーダー育成事業	10
5	平成 26 年度教員採用第 1 次選考試験の結果	12
6	三ヶ日青年の家の指定管理者候補者の選定	13
7	日中青年代表交流	14

平成25年6月県議会定例会の答弁状況

(教育総務課)

1 本会議(7月22日~23日、25日~26日)

	質問者	質問項目	答弁者 (所管課)
1	鈴木 澄美 (自改、富士市)	教育行政について (1) 教育行政のあり方	教 育 長 (教育総務課)
2		” (2) 特別支援学校への支援	教 育 長 (学校教育課)
3	野澤 義雄 (民主、浜松市北区)	教育行政について (1) 実学の奨励	教 育 長 (学校教育課)
4		” (2) 命を守る教育の充実	教 育 長 (学校教育課)
5	高田 好浩 (公明、静岡市葵区)	体罰をなくすための教師の取り組みについて	教 育 長 (学校人事課)
6	中澤 通訓 (富士、静岡市清水区)	教育行政について (1) 三ヶ日青年の家ボート事故の責任	知 事 教 育 委 員 長 (教育総務課)
7		” (2) 教員の採用問題	知 事 教 育 長 (学校人事課)
8	塚本 大 (自改、焼津市)	志太榛原地区に新設する新構想高等学校について	教 育 長 (学校教育課)
9		県立高校校舎の老朽化対策について	教 育 長 (財務課)
10	宮城 也寸志 (自改、菊川市)	静岡式35人学級編制の展望について	教 育 長 (学校人事課)
11		高校における就職指導について	教 育 長 (学校教育課)
12	佐野 愛子 (民主、藤枝市)	指導主事の役割について	教 育 長 (教育総務課)
13	落合 慎悟 (自改、藤枝市)	キャリア教育について	教 育 長 (学校教育課)
14	小楠 和男 (自改、浜松市南区)	学力・体力の向上に向けた取り組みについて	教 育 長 (学校教育課)
15	大池 幸男 (民主、島田市・榛原郡)	子供の規範意識の醸成について	教 育 長 (学校教育課)
16	石橋 康弘 (自改、伊豆市)	教育委員会制度改革における校長の学校マネジメントについて	教 育 長 (学校教育課)

質問・答弁の要旨は別紙のとおり

2 常任委員会（7月29日、30日）

	質 問 者	質 問 項 目	答 弁 者
1	山崎 真之輔 (民主、浜松市中区)	公立学校施設の非構造部材の耐震化対策	財 務 課 長
2		県立学校施設の老朽化	財 務 課 長
3		政令指定都市への教職員の定数権限委譲	学 校 人 事 課 長
4		若者の社会参画	社 会 教 育 課 長
5		外国語教育推進事業費の内訳と内容	高 校 教 育 室 長 学 校 教 育 課 長
6	山本 貴史 (富士、袋井市・周智郡)	三ヶ日ボート事故の処分	教 育 総 務 課 長
7		教員の休職状況	福 利 課 長
8		熱中症対策	学 校 教 育 課 長
9		全国学力・学習状況調査結果の公表	小 中 学 校 教 育 室 長
10		高校留年者における授業料の徴収	学 校 教 育 課 参 事
11		クレーム対応学校支援事業費	教 育 総 務 課 事 務 統 括 監
12	盛月 寿美 (公明、静岡市清水区)	熱海市の耐震化状況	財 務 課 長
13		マンホールトイレの整備	財 務 課 長
14		体罰二次調査の結果	学 校 人 事 課 長
15		人権教育資料の活用方法	人 権 教 育 推 進 室 長
16		モンゴル国ドルノゴビ県への高校生派遣	高 校 教 育 室 長
17		静岡県立水泳場の復旧状況	ス ポ ー ツ 振 興 課 長
18		名勝三保松原の環境保全	文 化 財 保 護 課 長
19		保育園、幼稚園の保護者を対象とした家庭教育の調査	社 会 教 育 課 長
20	山田 誠 (自改、静岡市葵区)	職員の年齢構成	学 校 人 事 課 長

	質 問 者	質 問 項 目	答 弁 者
21	山 田 誠 (自改、静岡市葵区)	地域のナビゲーターとしての司書教諭の役割	学 校 教 育 課 長
22		土曜授業	学 校 教 育 課 長 小中学校教育室長
23		特別支援学校の整備方針	特別支援教育室長
24	多 家 一 彦 (自改、沼津市)	ソーシャルスキルトレーニング冊子	高校再編整備室長
25		特別支援学校児童生徒数増加の状況	特別支援教育室長
26		特別支援学校における時的任用講師の扱い	学 校 人 事 課 長
27		第2次長期計画の進捗状況	高校再編整備室長
28	池 谷 晴 一 (民主、御殿場市・ 駿東郡北部)	第128号議案 特別職の職員等の給与の特例に関する条例	教育総務課事務統括監
29		ハンセン病に関する人権教育	人権教育推進室長
30		静岡県富士水泳場の天井材落下事故	財 務 課 長 スポーツ振興課長
31		本県の吊り天井の現状	財 務 課 長
32		教員免許更新制度による講習内容との相違及び必要性	教育政策課長 学 校 人 事 課 長
33		小学校の英語教育	小中学校教育室長
34		部活動の位置づけ	学 校 教 育 課 長
35	いじめ防止対策推進法	学 校 教 育 課 長	
36	天 野 一 (自改、静岡市葵区)	指導主事の現場への配置	教育総務課参事
37		静岡県富士水泳場の天井材落下事故	財 務 課 長 スポーツ振興課長
38		いじめ問題	教 育 長 学 校 教 育 課 長
39		部活動の体罰と部活動の在り方	教 育 長 学 校 教 育 課 長
40		校長の権限	学 校 人 事 課 長

	質 問 者	質 問 項 目	答 弁 者
41	天 野 一	学校の安全管理	学 校 教 育 課 長
42	(自改、静岡市葵区)	学校給食の食物アレルギー対応	学 校 教 育 課 長
43		小学生の学力低下	小中学校教育室長
44	東 堂 陽 一	幼児教育を含めた小中高等学校での道徳教育の実態	学 校 教 育 課 長 高 校 教 育 室 長
45	(自改、掛川市)	静岡式35人学級編制	学 校 人 事 課 長

質問・答弁の要旨は別紙のとおり

平成25年6月県議会定例会

質問・答弁要旨

本会議・・・・・・・・ 1

常任委員会・・・・・・・・ 23

教育総務課

(平成25年6月静岡県議会定例会)

鈴木 澄美 議員(自民改革会議)の代表質問 に対する答弁
(質問日:2013/07/22 1番目)

答弁者 : 教育長

関係所属 : 教育委員会事務局 教育総務課

質問要旨 : **教育行政について**

(1) 教育行政のあり方

1

昨年度、「教育行政のあり方検討会」が計4回開催され、年度末には知事に意見書が提出された。意見書項目の具現化については、教育委員会で検討を行い、「教育委員会事務局の組織体制検討プロジェクトチーム」も設置している。プロジェクトチームでの検討を含め、教育委員会の現段階での検討状況がどうなっているのか伺う。

教育行政についてのうち、はじめに、教育行政のあり方についてお答えいたします。

県教育委員会では、「教育行政のあり方検討会」からの提言のありました全体で41項目の具現化に向けて、現在、協議を進めており、このうち、特に組織、定数等に関する12項目につきましては「教育委員会事務局の組織体制検討プロジェクトチーム」におきまして、知事部局と連携して検討しているところであります。

今月10日の教育委員会定例会におきましては、学校教育を取り巻く諸課題や、国レベルでの議論、これまでの組織再編の経緯等を踏まえ、「指導力向上」、「市町教育委員会の自立促進」、「教育行政の効率化」の三つを共通の視点とするなどの対応方針を了承いたしました。

具体的には、教育委員会事務局における業務や、市町の教育行政体制の現状と課題を把握し、また、学校指導面での総合教育センターと学校教育課、人事面での教育事務所と学校人事課との関係を精査しており、今後、これらの結果を踏まえて組織体制を検討してまいります。

その他の提言項目につきましては、大学教授、校長、事務長等から成ります検討委員会を設置し、計画と予算が一体となった、実効性のある学校経営の仕組みにつきまして検討するなどの取組を進めております。

今後、提言に対する具体的な方策を秋までに決定し、国の教育委員会制度改革の動向も踏まえながら、必要に応じて見直しを行い、本県教育行政の一層の改善充実に努めてまいります。

(平成25年6月静岡県議会定例会)

鈴木 澄美 議員(自民改革会議)の代表質問 に対する答弁
(質問日:2013/07/22 1番目)

答弁者 : 教育長

関係所属 : 教育委員会事務局 学校教育課

質問要旨 : **教育行政について**

(2) 特別支援学校への支援

2

施設老朽化が進む東部特別支援学校と西部特別支援学校は、肢体不自由者を対象としており施設整備が望まれているが、改築計画策定後2年がたつのに進展していない。

肢体不自由特別支援学校の改築計画を強力に推進し、さらなる特別支援学校への支援を充実すべきと考えるが、教育長に見解を伺う。

次に、特別支援学校の支援についてであります。

県教育委員会では、特別支援学校で学ぶ児童生徒一人ひとりのニーズに応じた教育を行っていくため、平成23年3月に「静岡県立特別支援学校施設整備計画」を策定し、学校施設の整備充実を図っているところであります。

この計画におきまして、東部特別支援学校及び西部特別支援学校につきましては、建築後40年以上が経過し、校舎本体や電気、水道設備などの老朽化が進んでいることから、改築を行うこととしております。

また、児童生徒の障害の重度・重複化及び多様化に伴う、車椅子の大型化や医療的ケア、送迎等に対応できる面積の確保など、機能面における改善につきましても併せて行う必要があると考えております。

しかしながら、両校とも学校敷地に余裕がなく、現在地での改築については困難を伴うことも予想され、また、西部特別支援学校については、専門性を持つ医療機関が近くにないことから、移転改築も含めて多角的に検討しており、今後、関係者との協議を行いながら、できるだけ早期に両校の具体的な改築方針を定めてまいります。

(平成25年6月静岡県議会定例会)

野澤 義雄 議員(民主党・ふじのくに県議団)の代表質問 に対する答弁
(質問日:2013/07/22 2番目)

答弁者 : 教育長

関係所属 : 教育委員会事務局 学校教育課

質問要旨 : **教育行政について**

(1) 実学の奨励

3

これまで、本県高等学校の専門学科等においては、実学を中心とした実践的な教育を行い、地域産業の発展に多大な貢献をしてきた。今後も引き続き、本県の経済を維持、成長させていくためには、高等学校段階における実学を一層奨励する必要がある。

今後の本県の高等学校教育における実学の奨励について、どのように考え、取り組んでいくのか、教育長に伺う。

教育行政についてのうち、はじめに、実学の奨励についてお答えいたします。

これまでも、主に専門学科等における職業教育や、職業について理解を深めるキャリア教育の取組において、実学の充実を図っており、各学校の実情に応じた特色ある教育活動が実施されているところであります。

県教育委員会におきましても、身に付けた知識や技術等を社会に役立てようとする「こころ」を育むため、生徒が地域に向けてアイデアを発信したり、社会貢献活動を行ったりする機会の充実や、それぞれの地域の自然環境や伝統文化を活用した体験活動の推進に努めており、このような活動におきましても実学を学ぶ場面が多いと考えております。

さらに、昨年度から、関係部局と連携し、農業、商業、工業などの職業を主とする専門学科等に在籍する生徒のうち、特に学業・技能に関する業績が優秀で、取組姿勢等が他の模範となると認められる生徒に対し、知事褒賞を授与する制度を創設し、職業について学ぶ生徒の励みとするとともに、職業教育に対する理解と促進、奨励に努めております。

また、経済・社会の急激な変化や、本県の職業を主とする専門学科の卒業生のうち、4割以上が大学や短期大学、専修学校等に進学している状況から、生徒が持っている優れた資質・能力を一層伸張する必要があると考えております。

このようなことから、今後は、現在開催されております「高校と大学の連携・接続のあり方検討委員会」での検討状況を踏まえ、知識・技術の高度化等に対応した職業人を育成するために、高等学校段階における実学の一層の奨励に努めてまいります。

(平成25年6月静岡県議会定例会)

野澤 義雄 議員(民主党・ふじのくに県議団)の代表質問 に対する答弁
(質問日:2013/07/22 2番目)

答弁者 : 教育長

関係所属 : 教育委員会事務局 学校教育課

質問要旨 : **教育行政について**

(2) 命を守る教育の充実

4

犯罪、交通事故、自然災害等、子どもたちの命を脅かす危険が取り巻く環境の中で、様々な危機に対して、子どもたちが自ら危険を予測し、回避する力を育成することが重要である。

命を守る教育を充実させるための取組をどのように進めているのか、教育長に伺う。

次に、命を守る教育の充実についてであります。

県教育委員会では、「命を守る教育」の充実を、本年度、教育行政の基本方針の第1に掲げ、子どもたちが自ら危険を予測し回避する力の育成を最重点施策として取り組んでいるところであります。

そのため、生活安全、交通安全、災害安全の3つの視点から、児童生徒の発達段階に応じた系統的かつ横断的な指導が、毎日の授業で行われるよう、本年3月に教職員用の指導資料「命を守る力を育てる」を作成し、全ての公立学校へ配布いたしました。

本資料を活用し、例えば、小学生が生活科の授業で学区の探検で見つけたことと日常の登下校を関連付けて学んだり、中学生が理科の授業で地震発生の仕組みと実際の情報とを結び付けて学習したりしています。また、そこで得た知識を防犯教室や避難訓練等の実践的な活動を通じて行動につなげることができるよう、教職員に指導しております。

今後、各学校の実践事例を取りまとめ、担当者研修会等で活用するなど、学校における安全教育を一層推進するとともに、通学路安全対策アドバイザーや避難方法について指導・助言を行う防災アドバイザーを学校に派遣するなど、関係機関と連携を図りながら、命を守る教育の充実に努めてまいります。

(平成25年6月静岡県議会定例会)

高田 好浩 議員(公明党静岡県議団)の代表質問 に対する答弁
(質問日:2013/07/23 1番目)

答弁者 : 教育長

関係所属 : 教育委員会事務局 学校人事課

質問要旨 : **体罰をなくすための教師の取り組みについて**

5

これまでも体罰をなくすために校内研修や通知による徹底、講話の実施などを行っているが、教育現場において体罰を根絶するまでには至っていない。
今後、さらに真剣に具体的に体罰を根絶するための教師の取組をどのように行っていくのか、教育長の決意を伺う。

体罰をなくすための教師の取り組みについてお答えいたします。

体罰は、児童生徒の心身に深刻な影響を与え、教育への信頼を失墜させる行為であり、いかなる場合であっても許されるものではありません。

教職員の人権感覚を高め、指導の体制や方法の工夫改善等を図るため、通知による指導や研修の実施、広報紙での啓発等、様々な取組を行ってまいりましたが、体罰を根絶するためには、なによりも教職員一人ひとりの意識改革が必要であると考えております。

そのため、広報紙「Eジャーナルしずおか」に「教育という職のすばらしさ」と題して、教職員の実践に裏打ちされた熱い思いを連載したり、体罰の半数近くが部活動指導中であつたという実態を踏まえ、高等学校体育連盟の研修で県教育委員会事務局職員が講師を務め、事例を挙げて部活動指導の在り方を考えさせたりするなどの取組を行っております。また、研修用資料「信頼にこたえる」に、体罰に関する事例を新たに追加し、こうした資料の活用等により、教職員が互いに議論し合うなど、校内研修を更に充実させております。

県教育委員会といたしましては、今後とも、体罰根絶に向けた教職員の主体的な取組を、他県での実践事例も参考にしながら継続的に促してまいります。

(平成25年6月静岡県議会定例会)

中澤 通訓 議員(富士の会)の一般質問 に対する答弁
(質問日:2013/07/23 2番目)

答弁者 : 教育委員長

関係所属 : 教育委員会事務局 教育総務課

質問要旨 : **教育行政について**

6

(1)三ヶ日青年の家ボート事故の責任

平成22年6月に、野外訓練中の事故で豊橋市の女子中学生が死亡し、本年2月に関係者が書類送検されているが、県教育委員会としての処分はどのように考えているか、伺う。

また、三ヶ日青年の家を信頼して参加した豊橋市の中学校長も書類送検されているが、それについてはどのように考えているか、伺う。

教育行政についてのうち、三ヶ日青年の家ボート事故の責任についてお答えいたします。まずは、亡くなられた西野(にし)の花(か)菜(な)さんの御冥福をお祈りするとともに、御両親に改めてお詫(わ)びを申し上げます。

先日、御遺族である御両親から事故の記録冊子「学校が守るべきいのち」を寄贈していただきました。冊子を県内の全市町教育委員会、社会教育施設など関係機関に配布し、「二度とこのような悲劇を繰り返すことがないようにしてほしい」という、御遺族である御両親の強い思いをお伝えする予定であります。

県教育委員会としての処分についてであります。本年2月、6名の関係者が静岡地方検察庁浜松支部に書類送検されていることから、司法の判断を踏まえて対応したいと考えております。

また、三ヶ日青年の家を信頼し、御利用いただいた学校関係者に対しましては、誠に申し訳なく思っております。

今後、二度とこのような事故を起こさないことが、県教育委員会としての責任であると考えており、安全対策の更なる充実、強化を図ってまいります。

(平成25年6月静岡県議会定例会)

中澤 通訓 議員(富士の会)の一般質問 に対する答弁
(質問日:2013/07/23 2番目)

答弁者 : 教育委員長

関係所属 : 教育委員会事務局 教育総務課

質問要旨 : **教育行政について**

(1)三ヶ日青年の家ボート事故の責任(再質問)

当時の社会教育課長は書類送検をされており、浜松市の中学校長となって、本年3月に早期退職をしている。教育委員長は、政令市への身分切り替えとなり、処分対象にならないことを知っていて、処分を先延ばしにしたのか。

6

-2

本件の社会的影響を考えた時、指揮監督する立場にある者が責任を明確にする必要があり、再発防止に万全を期す、このことを強く要請する意味から教育長などに対し何らかの措置を行わせることが適切であると考えております。

当該職員につきましては、県事務局勤務となって3年が経過したこと、定年退職までの残り3年間であること、そして何より当該職員の教育者としての資質の高さから、処分の可能性を理由に学校現場への帰任を遅らせるのは、県民、特に子どもたちの利益を損なうと判断いたしました。

処分の必要性が確定した場合には、浜松市に対し処分相当である旨を通知することを想定した上での異動であり、判断に特段の問題はなかったと考えております。

(平成25年6月静岡県議会定例会)

中澤 通訓 議員(富士の会)の一般質問 に対する答弁
(質問日:2013/07/23 2番目)

答弁者 : 教育長

関係所属 : 教育委員会事務局 学校人事課

質問要旨 : **教育行政について**

(2) 教員の採用問題

7

23年4月採用の教員に7月から特別休暇を繰り返し、24年度は1年間休職し、本年度復職した者がいる。採用1年目は条件附採用で、採用取消も可能であるが、なぜそのまま採用となったか、教育長に伺う。また、採用時点での試験方法に問題はないか、その実態と改善策について、伺う。

教育行政についてのうち、教員の採用問題についてお答えいたします。

本県の教員採用選考試験におきましては、筆記試験の成績だけではなく、教員という職に対する使命感や豊かな人間性なども評価する選考を行っております。

面接試験におきましては、面接委員に民間企業で人事を担当されている方などをお願いし、人物の多面的な評価に努めており、また、集団討論と個人面接を組み合わせたり、面接時間を増やしたりするなど工夫しております。さらに、適性検査につきましても、昨年度からストレス耐性やコミュニケーション能力を測る検査を新たに導入いたしました。

条件附採用期間中の教員の中には、メンタルヘルスの不調で休む者もおりますが、そのことのみを理由に採用を取り消すことは、非常に困難であります。議員御指摘の事例につきましては、勤務時の状況やメンタルヘルスの不調に至った原因、教職に対する適性等を総合的に判断し、正式採用としたものであります。

今後も、心身ともに健康で人間性豊かな教員を採用できる選考試験の実施等に努めてまいります。

(平成25年6月静岡県議会定例会)

中澤 通訓 議員(富士の会)の一般質問 に対する答弁
(質問日:2013/07/23 2番目)

答弁者 : 教育長

関係所属 : 教育委員会事務局 学校人事課

質問要旨 : 教育行政について

(2) 教員の採用問題(再質問)

7

メンタルヘルスでの休職者が多いのはどこかに問題がある。現状の採用方法を変えていく必要があると思うが教育長に伺う。

-2

特別休暇休職中の1年9ヶ月間のうちに期末手当3回を含め451万円超が支給されている。復職時には基本給が5千円アップしている。これは条例に問題があるのではないかと。また、休暇休職の実態把握について教育委員会のチェックが甘すぎたのではないかと。教育長の見解を伺う。

教員採用について3つ再質問があったかなというふうに思います。ひとつは教員正に教育は人材それがすべてであるというお話がありまして、まったくそれは私も同感であります。そのために、より適切な方法で教員を採用していくというのは私たちに課せられた責務であります。先ほどの答弁の中にもありますように、昨年度から特にメンタル面で弱い教職員を採用しないというためにも、ストレス耐性を測る適性検査やあるいは最近の若者は教育の根幹であるいわゆるコミュニケーション能力というものが求められているわけですが、そういうものが苦手な受験生についてはそういうものもチェックするというようなそういう検査も新たに導入しております。この効果がどうなっているかということはこれから追跡調査をする中でより適切な対応を図っていきたいと思いますし、これも先ほど答弁申し上げましたように、個人面接だけでなく、集団討論をさせる中で、集団の中で自分がどういう今位置にいて、何を今ここで話しをしなければいけないかというようなそういうような状況を把握するというような力も集団討論で見ていきたい、引き続き見ていきたいと思っております。2番目の給与につきましては、これは問題があるのか無いのかという御指摘ですけれども、私の知る限りでは、これは教職員だけではなく、県の職員の給与条例・規則に則った形でやっておりますし、これは国家公務員に準じた形で県の職員の給与条例が成り立っておりますので、その辺にもし問題があるとするならば、これは県全体で考えなければならない問題なのかなというふうにも思っております。最後3点目でありますけれども、チェックが甘かったのではないかとということでもあります。この点につきましては私たちが反省すべきところがあるわけですが、条件採用の審査会というものを開いておりますので、ここでの情報を密にとらうんでしょうか頻りに情報を収集する中で、当該年度に採用された条件附の教員のいろいろな状況を把握する中で最終的に3月末に正規採用するかどうかを

判断していきたいということで常日ごろから情報を収集し、一人ひとりの教職員を把握するということに努めていかなければいけないかなというふうに思っております。
以上であります。

(平成25年6月静岡県議会定例会)

中澤 通訓 議員(富士の会)の一般質問 に対する答弁
(質問日:2013/07/23 2番目)

答弁者 : 教育長

関係所属 : 教育委員会事務局 学校人事課

質問要旨 : 教育行政について

(2) 教員の採用問題(再々質問)

7

条件附採用についてできる限り前に遡って議会に報告すべきだがその用意について伺う。また、教育委員会定例会の非公開事項は審議終了後正しく報告することを望む。

-3

二つ質問があったかなと思います。1点は要望ということでこれまでのいわゆる条件附採用教員の状況については過去に遡って提出をということでもありますので、その点については調査をしてまた提出をさせていただきたいなというふうに思います。それから非公開案件のその後の取扱いについてでありますけれどもこれは御案内のとおり非公開にするには人事案件あるいは調整案件というものについてはその時点では非公開になっておりますけれども時間が過ぎることによって、まあ、人事案件は時間が過ぎてもですねこれは公開できないと思いますけれども、調整中の案件につきましては、時間が過ぎたことによって公開ということも可能だというものもあると思いますので、それは今後、教育委員会の透明性を図るという視点からも検討してまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

(平成25年6月静岡県議会定例会)

中澤 通訓 議員(富士の会)の一般質問 に対する答弁
(質問日:2013/07/23 2番目)

答弁者 : 知 事

関係所属 : 教育委員会事務局 学校人事課

質問要旨 : 教育行政について

(1)三ケ日青年の家ボート事故の責任

(2)教員の採用問題

6 -3

この事態を見て何か一言あったら、お述べいただければと思います。

7 -4

中澤議員にお答えいたします。

私も教育委員会、教育委員会事務局に対して現行のままでいいと思っておられません。今回の三ケ日の花菜ちゃんが亡くなったことにつきましても、その当座から非常に思っておりました。容喙はいたしませんでしたが、議員と思いは同じくしております。

さしあたって教育委員会、ならびにその事務局のあり方に付きまして、教育の内容に容喙はしないで今検討をしていただいているとうことでございます。さきほどの具体的な教育委員会ならびに事務局に対するご要望も私自身も注目して今後の対応を見守っていきたいという風に思います。

(平成25年6月静岡県議会定例会)

塚本 大 議員(自民改革会議)の に対する答弁
(質問日:2013/07/23 3番目)

答弁者 : 教育長

関係所属 : 教育委員会事務局 財務課, 学校教育課

質問要旨 : **志太榛原地区に新設する新構想高等学校について**

8

来年4月に、大井川高校と吉田高校とを統合して、大井川高校の施設を活用して静岡県立清流館高等学校が開校する。

清流館高校が、どのような特色を持った学校づくりを目指しているのか、また新しい学校の施設設備の概要について、伺う。さらに、吉田高校の校舎、敷地をどのように利用するのか、伺う。

志太榛原地区に新設する新構想高等学校についてお答えいたします。

大井川高等学校と吉田高等学校とを統合して、新しく開校いたします清流館高等学校は、これまで地域に有為な人材を数多く輩出してきました両校の伝統を引き継ぎ、「広い視野のもと、主体的に学び、意欲的に努力する」などの教育目標を掲げ、幅広いカリキュラムやコミュニケーションを重視した教育活動等を通して、魅力ある人材の育成を目指してまいります。

普通科には、人文・社会類型と自然科学類型に加え、英語の学習に重点を置く国際コミュニケーション類型を設置し、生徒一人ひとりの興味・関心、進路希望等、幅広い教育ニーズに応えてまいります。また、福祉科では、介護福祉士等の資格取得を目指し、専門教育を充実させ、福祉のスペシャリストとして地域福祉に貢献する人材を育成してまいります。さらに、普通科、福祉科、両学科間の教育内容の連携を図ってまいります。

施設につきましては、入浴実習棟の新築や介護実習室の設置など、福祉科の教育に必要な機能を整備するとともに、校舎や体育館の内装・外装の大規模な改修やトイレを全面改装するほか、校舎内の内壁に県産材を活用するなど、新しくスタートする高校にふさわしい教育環境を整備いたします。

なお、現在の吉田高等学校の敷地及び校舎につきましては、藤枝特別支援学校の狭隘解消と通学負担軽減のため、特別支援学校本校を平成27年4月に設置する予定であります。

(平成25年6月静岡県議会定例会)

塚本 大 議員(自民改革会議)の に対する答弁
(質問日:2013/07/23 3番目)

答弁者 : 教育長

関係所属 : 教育委員会事務局 財務課

質問要旨 : **県立高校校舎の老朽化対策について**

9

現在、県内には昭和39年度以前に建築された校舎が42棟もあり、老朽化が進んで改築を要することになる。

改築には大きな財政負担が伴うため、長期的な計画を立てて行う必要があるが、既存校舎の老朽化対策について、どのように考えているか、伺う。

県立学校につきましては、平成13年度に発表された第3次被害想定に対応した「地震対策アクションプログラム2001(ニセンイチ)」や、「静岡県が所有する公共建築物の耐震化計画」に基づき、学校施設の耐震補強を優先して進め、平成24年度には100%の耐震化が実現いたしました。

この間、老朽化した校舎につきましては、補強工事と併せて、施設の内装や外装及び給排水設備等の改修を必要に応じて行うとともに、大規模改修事業等により教育環境の整備に努めてきたところであります。

議員御指摘のとおり、現在、県立学校におきましては、昭和30年度代に建築された校舎が42棟ありますが、老朽化は、本県のみならず全国的な課題となっております。その対応といたしまして、文部科学省は、本年3月に学校施設の老朽化対策についての報告書を公表し、これまで実施してきた改築だけでなく、施設の長寿命化も含めた対応が必要であるとしております。また、本県におきましては、県有施設を経営的観点から総合的に管理する「ファシリティマネジメント」の取組を進めているところであります。

このため、県教育委員会といたしましては、生徒数の著しい減少など、社会情勢が大きく変化する中、建物の長寿命化や施設規模の最適化等も考慮した施設の整備方針につきまして、総合的に検討してまいります。

(平成25年6月静岡県議会定例会)

宮城 也寸志 議員(自民改革会議)の一般質問 に対する答弁
(質問日:2013/07/25 1番目)

答弁者 : 教育長

関係所属 : 教育委員会事務局 学校人事課

質問要旨 : **静岡式35人学級編制の展望について**

10

静岡式35人学級編制は平成25年度に完成を迎えた。少人数教育を推進している先行県として、少人数教育の良さを県内外に発信することも必要だが、どう考えているか、伺う。

また、静岡式35人学級編制にはいくつかの課題も存在するが、今後どう展開させようと考えているか、教育長の所見を伺う。

静岡式35人学級編制の展望についてお答えいたします。

国の定数改善計画が見送られた状況の中、静岡式35人学級編制は、今年度、県単独の加配教員45人を措置することで、小学校3年生へ拡充いたしました。これにより、5年間の拡充計画が完成し、今後は次の段階といたしまして、制度の充実を図ってまいります。

小規模な学校では35人学級編制としないという制度の課題に対しましては、小学校では小規模小学校支援非常勤講師の新たな配置、中学校では免許外担任解消非常勤講師の増員により、対応しております。

静岡式35人学級編制の課題を根本的に解消するには、国における定数改善計画の実現が必要であると考えております。県教育委員会といたしましては、本県における少人数学級の効果等について、今月、児童や保護者、教員対象に意識調査を実施しているところであり、この調査結果をまとめ国へ情報提供してまいります。

また、効果や課題を整理する中で、加配教員の配置の工夫や、非常勤講師の配置基準の見直しを検討していくなど、静岡式35人学級編制がより充実するよう努めてまいります。

(平成25年6月静岡県議会定例会)

宮城 也寸志 議員(自民改革会議)の一般質問 に対する答弁
(質問日:2013/07/25 1番目)

答弁者 : 教育長

関係所属 : 教育委員会事務局 学校教育課

質問要旨 : **高校における就職指導について**

1 1

平成20年秋の世界的な金融不安に端を発した雇用情勢の悪化により、高校生の求人倍率も厳しい状況が続いている。

また、就職したものの仕事の内容等が自分の適性に合わないミスマッチに悩む生徒も多いと思われる。

高校生の就職に関する問題を解決するためには、キャリアカウンセラーのように、きめ細やかな相談に応じ、次のチャレンジに向けて頑張る力を養成する人材の活用が必要である。そこで今後の高校における就職指導について、どのように考え、取組んでいくのか、教育長の所見を伺う。

次に、高校における就職指導についてであります。

県教育委員会では、一人ひとりの生徒の志望に応じたきめ細かな支援が大変重要であると考え、静岡労働局等と連携して、就職面接会や職業講話等による就職指導を行っているところであります。

加えて、就職支援員の配置による支援を強化しており、具体的には、本年度、就職のマッチングを支援する就職支援コーディネーターを6校に配置して近隣校への巡回指導を行うとともに、ジョブ・サポート・ティーチャーを4校に配置しております。

これらの就職支援員は、求人開拓や求人情報の収集に加え、これまでの豊富な職歴を生かして、生徒にとって望ましい勤労観や職業観を育むための講話や就職相談を行うなど、生徒のメンタル面のケアにも力を発揮しております。

今後は、就職支援員のキャリアカウンセリング機能を強化する方策について検討するとともに、「しずおかジョブステーション」やハローワークとの連携を一層深め、生徒の進路希望に応じた就職指導の充実に努めてまいります。

(平成25年6月静岡県議会定例会)

佐野 愛子 議員(民主党・ふじのくに県議団)の一般質問 に対する答弁
(質問日:2013/07/25 2番目)

答弁者 : 教育長

関係所属 : 教育委員会事務局 教育総務課

質問要旨 : **指導主事の役割について**

1 2

小中学校では、子どもたち一人ひとりの個に応じた教育が求められており、教職員の力量向上は喫緊の課題である。その中で、教職員の資質向上のために、高い専門性を持った総合教育センターの指導主事が役割を担っている。

また、指導主事の配置は市町の役割ではあるが、市町で全ての教科の指導主事の配置をすることは現状では不可能であり、市町格差を無くすための支援が必要である。

教職員の研修体制づくりをどのように考えているのか、指導主事の役割と、市町への支援の在り方について、教育長に伺う。

指導主事の役割についてお答えいたします。

初任者研修など、教職員の資質向上に向け、議員御指摘のとおり、高い専門性を持った総合教育センターの指導主事が、学校現場の教員の指導力向上という重責を担っております。

一方、昨年度開催された、「教育行政のあり方検討会」の意見書では、市町立学校を指導・支援する指導主事は、現場の近くに配置され、緊密で充実した指導・支援を行うことが重要とされ、県は、市町に対して、自立した学校指導を行うために必要な指導主事の計画的な配置を求めるとともに、学校指導の市町間格差を抑えるために必要な支援を行うべきであるとされたところであります。

本年度は、知事部局と連携した「教育委員会の組織体制検討プロジェクトチーム」の協議を踏まえながら、市町の体制整備、充実及び学校指導の自立化に向け、市町の状況に応じた、県としての支援方策や工程などを検討し、10月までに具体的な対応策を決定していく予定であります。

今後とも、市町教育委員会等と連携を取りながら、教職員の資質向上を図り、地域の特性を生かした学校づくりを支援するとともに、本県全体の教育力の維持・向上に努めてまいります。

(平成25年6月静岡県議会定例会)

佐野 愛子 議員(民主党・ふじのくに県議団)の一般質問 に対する答弁
(質問日:2013/07/25 2番目)

答弁者 : 教育長

関係所属 : 教育委員会事務局 教育総務課

質問要旨 : **指導主事の役割について(再質問)**

特に伊豆など、小さな市町がある地域には、東部の事務所に指導主事を配置すべきだと思うがどうか。

1 2
-2

教育事務所の機能、特に東部教育事務所についてどうかという御質問だったかと思えます。議員からお話がありましたように、東部は伊豆地域をかかえておりまして、そういう意味では、義務教育という視点から言いますと、県の果たす役割としては、やはり、県内どこの地域に生まれ育つ子どもたちにとっても、義務教育をやっぱり保障していくということが、県の教育委員会の大きな責務であると考えておりますので、現在、東部の教育事務所につきましては、人事行政を中心に行われておりまして、指導行政につきましては、総合教育センターの東部支援班というものを設置して行っているわけですが、このへんを一緒にしたらいいのか、あるいは、従来のままでいいのだろうか、これにつきましては、さきほどの答弁の中、あるいは御質問の中にもありましたように、現場の近くに配置され、緊密で充実した指導・支援を行うことが重要であるという意見書の御意見というものを十分尊重しながら、今後、10月までに検討していきたいなというふうに思っています。何よりも、繰り返しになりますけれども、子どもたちにとって、どういう行政がいいのかと、その視点を忘れることなく、また、一方では、市町の教育委員会の自立ということも視点に置きながら、検討してまいりたいと思っています。

(平成25年6月静岡県議会定例会)

落合 慎悟 議員(自民改革会議)の一般質問 に対する答弁
(質問日:2013/07/26 1番目)

答弁者 : 教育長

関係所属 : 教育委員会事務局 学校教育課

質問要旨 : **キャリア教育について**

1 3

今、働けない若者が増え、仕事に対する夢や希望を持つ若者が大きく減っている。職業を選択するときに備えて身に着けておくべき知識や心構えをキャリア教育として教えていくべきである。

将来、静岡県の企業人として支えてくれる子どもたちの中で、特に中学生に対するキャリア教育の充実が重要であるが、県内中学校のキャリア教育の実態と今後の取組について、教育長の考えを伺う。

キャリア教育についてお答えいたします。

本県におきましては、平成24年度、県内の全ての中学校でキャリア教育を実施しており、その中で職場体験学習を実施した中学校は、98%、

また、設定した目標が「達成できた」と回答した中学校は、93%となっております。

県教育委員会では、これまで、家庭向けのリーフレットや事業所向けの職場体験受入ガイドブック、児童生徒用教材「静岡県未来マップ」を作成し、各学校のキャリア教育が地域の企業や商工会議所等と連携して行なわれるよう、支援してまいりました。そのため、キャリア教育は中学校でも確実に浸透しつつあり、「自分の将来を考え、日々の学習に取り組むことができるようになった」という、生徒の感想も届いているところであります。

学校における効果的なキャリア教育の実施のためには、企業の協力が欠かせません。県教育委員会といたしましては、今後、義務教育段階からの計画的、体系的なキャリア教育をより充実していくためにも、議員から御紹介のありました横須賀市のような商工会や商工会議所と連携した先進的な取組を県下の市町教育委員会に紹介したり、学校支援地域本部事業のコーディネーターの活用を推進したりするなど、地域と連携した取組を一層支援してまいります。

(平成25年6月静岡県議会定例会)

小楠 和男 議員(自民改革会議)の一般質問 に対する答弁
(質問日:2013/07/26 2番目)

答弁者 : 教育長

関係所属 : 教育委員会事務局 学校教育課

質問要旨 : **学力・体力の向上に向けた取り組みについて**

1 4

昨年度の全国学力・学習状況調査の結果、本県は、中学3年生においては、全教科で平均正答率が全国平均を上回っているが、小学6年生においては、全教科で全国平均を下回っている。この検証成果も踏まえ、本県の学力向上に向けての方策について、教育長の所見を伺う。

また、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果、中学生と小学生を比べると、本県では小学生のほうが全国平均を上回る種目の割合が下回っており、小学生の体力向上が今後の課題となる。そこで、子どもの体力向上に向けて、どのような取組をしているのか、教育長の所見を伺う。

学力・体力の向上に向けた取り組みについてお答えいたします。

学力につきましては、昨年、「静岡県学力検証委員会」において対応策が検討され、学校や市町教育委員会、県教育委員会に対し、「確かな学力の育成に向けた提言」が示されました。

県教育委員会では、この提言を受けた具体策の一つとして、全国学力・学習状況調査の結果を分析し、学校改善に生かすための支援ソフトを開発いたしました。このソフトを活用することにより、各学校が個々の児童生徒の学習状況や生活環境に関する課題、成果について、グラフ等を用いて把握することが可能となりました。本年度の調査結果は、8月頃に発表されますので、小学6年生と中学3年生の学力向上に向けた指導の一つとして、データ等も活用し、直接学習支援に生かせるものとして期待しております。

また、本年度立ち上げました「学力向上推進協議会」では、学力調査の結果分析や県で指定いたしました学力向上モデル校での取組を検証し、各学校が更なる学校改善や授業改善に主体的に取り組むよう、具体的実践例を周知してまいります。

体力につきましては、本県では昭和39年から全国に先駆けてスポーツテスト等を実施し、子どもの体力向上を図ってまいりました。その結果、80%を超える種目で全国平均を上回っている状況にありますが、小学校では柔軟性と投げる力、中学校では持久力と投げる力に課題が見られます。

県教育委員会では、小学生の頃から運動習慣の確立を図ることや運動の楽しさを経験することが重要であると捉え、県内の小学生を対象に「体力アップコンテスト しずおか」を実施しているところであります。長縄跳びやドッジボール等、様々な種目にクラスごとに挑戦し、基礎体力の向上を目指しております。さらに、課題が残る種目につきましては、県全体

で数値目標を示すなどして、各学校で体力の向上に取り組むよう指導しているところであります。

今後は、児童生徒の学力及び体力の向上に向けた取組を一層充実させるとともに、学校・家庭・地域がこれまで以上に連携を密にして、本県の未来を担う子どもたちの生きる力の育成に努めてまいります。

(平成25年6月静岡県議会定例会)

大池 幸男 議員(民主党・ふじのくに県議団)の一般質問 に対する答弁
(質問日:2013/07/26 3番目)

答弁者 : 教育長

関係所属 : 教育委員会事務局 学校教育課

質問要旨 : 子供の規範意識の醸成について

15

昨年度、教育委員会では、窃盗や万引き防止のために「きまりを守る子ども育成協議会」を開催し、協議の結果は、規範意識を醸成することを中心とする「きまりを守る子どもを育てる10の提言」にまとめられた。

教育委員会では、この提言をどのように受け止め、規範意識の醸成に向けて、今後どのような取組を行っていくのか、教育長に伺う。

子供の規範意識の醸成についてお答えいたします。

昨年度末に、「きまりを守る子ども育成協議会」から頂いた「10の提言」は、保護者への提言を始め、地域社会や学校、公的機関に向けた提言で構成されており、本県が社会総掛かりで子どもに向き合うことを再認識する、良い機会であったと受け止めております。

提言では、「保護者は、自ら子どもの手本となり、信念と責任を持って子どもをしつけることを自覚し、実践する」など、特に保護者の役割が大切であることが確認されました。そして、時に叱り、時に励まし、子どもを一人の自立した人間として育てている保護者を、地域社会や学校等が連携して、支えていくことが大切であると考えております。

このため、本年度は、市町教育委員会や私学協会の生徒指導担当で構成する「きまりを守る子どもを育てる10の提言」具現化委員会を立ち上げ、商店主など地域の方を外部講師として学校に招き、万引きなどの被害者の立場からの話を聞く機会を設けることや保護者の意識を高めるリーフレットの配布など、具体的な取組を検討し、実践してまいります。

今後は、問題行動や犯罪行為の裏に潜む子どもの叫びをしっかりと受け止めるという視点にも立ちながら、規範意識の醸成に社会総掛かりで取り組んでまいります。

(平成25年6月静岡県議会定例会)

石橋 康弘 議員(自民改革会議)の一般質問 に対する答弁
(質問日:2013/07/26 4番目)

答弁者 : 教育長

関係所属 : 教育委員会事務局 学校教育課

質問要旨 : **教育委員会制度改革における校長の学校マネジメントについて**

16

平成10年の中央教育審議会の答申において「教育委員会と学校の関係の見直しと学校裁量権限の拡大」の方針が打ち出され、県立学校の経営に対する校長の裁量が拡大されてきている。

しかし、昨年度実施された、「教育行政のあり方検討会」では、県立学校の経営に対する教育委員会の関与について、問題点や課題が顕在化された。

そこで校長自らの裁量で行っている特色化を図る取組の実態や、「教育行政のあり方検討会」での意見における校長の学校マネジメントの向上に対する今後の対応について、教育長の見解を伺う。

教育委員会制度改革における校長の学校マネジメントについてお答えいたします。

校長の学校経営に係る裁量権は多岐にわたっており、特に、教育活動の根幹である教育課程につきましては、例えば、生徒の多様な進路希望に応じて、校長が普通科の中に複数の類型を設定したり、学校独自の学校設定教科・科目を設けたりするなど、特色ある編成を行っているところであります。また、平成16年度からは「目的指向型学校経営システム」を導入し、学校経営の計画の策定から予算執行までを、校長がリーダーシップを発揮して実施をしております。

しかしながら、「教育行政のあり方検討会」では、教育委員会の学校への指導・助言が限定的なものになっていることや、具体性・実効性が充分でない学校経営計画が見られること、学校経営予算に学校の創意工夫を生かす余地が少ないことなどの課題が指摘されました。

県教育委員会といたしましては、このような意見を踏まえ、校長の裁量を重視しつつ、学校への指導体制の在り方や、学校経営の創意工夫に対するインセンティブの付与などについて検討を進め、校長の学校マネジメントが一層向上する仕組みを構築してまいります。

平成25年6月 県議会文教警察委員会 質問・答弁要旨

1	日付	平成25年7月30日	
質問者 (会派)	山崎 真之輔 (民主党・ふじのくに県議団)	答弁者	財務課長
項目	公立学校施設の非構造部材の耐震化対策		
要旨	<p>山崎委員</p> <p>公立学校施設の耐震化については、現在、県立学校が100%、市町立小中学校は、文科省の耐震性能基準を上回るものが99.6%と順調に推移しているが、先般起こった富士水泳場の屋内天井材落下事故等を繰り返さぬため、非構造部材における落下防止等の耐震化も進める必要があると思う。</p> <p>そこで、公立学校施設の非構造部材の耐震化対策について、現状と今後の取組について伺う。</p> <p>財務課長</p> <p>学校施設の非構造部材の耐震対策の現状については、文部科学省で定めた調査基準によるものである。</p> <p>県内の公立学校施設の状況であるが、大きな空間を有する体育館、講堂等の施設を除いた校舎などの耐震対策の実施率は、小中学校が84.2%、県立高校と県立特別支援学校については100%である。</p> <p>また、体育館等の実施率は、小中学校が37.2%、県立高校が98.7%、特別支援学校は100%である。</p> <p>今後の取組についてであるが、県立学校の体育館等については、これまでは、天井材の落下防止ネットの設置、照明器具の固定などの対策を行ってきたが、県立高校の対策率が100%でないのは、建築基準法施行令等の改正により、一定規模以上の吊り天井について、規制が強化されたものであり、これまで基準に適合されているとされていたものが、適合外となったことによる。</p> <p>今後、国から詳細な基準が示されることとなっているので、それを踏まえて対応を検討する。</p> <p>また、小中学校については、文部科学省も、平成27年度までの完了を強く求めていることから、県としても、国の補助制度や改修方法等の情報提供を的確に行い、早期の対策を働きかけている。</p>		

平成25年6月 県議会文教警察委員会 質問・答弁要旨

2	日付	平成25年7月30日	
質問者 (会派)	山崎 真之輔 (民主党・ふじのくに県議団)	答弁者	財務課長
項目	県立学校施設の老朽化		
要旨	<p>山崎委員</p> <p>耐震化は進んでいるが、本会議で質問のあったとおり、現在120あまりある県立学校施設のうち42施設が築後50年近くを経過しており、あと20年もすれば耐震化対策や老朽化対策ではもたないし、一度に更新できる予算もないが、この対応策について伺う。</p> <p>財務課長</p> <p>学校施設の老朽化は、今後の大きな課題と認識しており、本県のみならず全国的な課題となっている。</p> <p>こうしたことから、文部科学省においては、平成25年3月に学校施設の老朽化対策についての報告書を公表し、これまで改築を中心に進めてきたが、施設の長寿命化も含めた対応が必要であるとしている。</p> <p>また、本県においては、県有施設全般について、これを最適に管理することにより施設の長寿命化を図ることを柱のひとつとした「ファシリティマネジメント」の取組を進めており、これを踏まえて、教育委員会としても施設の長寿命化や適正な規模での整備も考慮した今後の整備方針について、総合的に検討していきたいと考えている。</p> <p>山崎委員</p> <p>ファシリティマネジメントの取組を進めているとのことであるが、大事なことは、見える化することであると考えている。浜松市では、現状や対策、効果等を見える化して対策を進めるとしているが、県においては、見える化していく予定はあるか伺う。</p> <p>財務課長</p> <p>ファシリティマネジメントは、経営管理部管財課が主体になって実施している。昨年度は基本的な枠組みなどを検討してきており、本年度から、実施に向けて状況を詳細に調査すると聞いている。その中で、浜松市の状況についても把握していると考えてるので、参考にしながら見える化していく方向で進んでいくものと思われる。</p>		

平成25年6月 県議会文教警察委員会 質問・答弁要旨

3

日付

平成25年7月30日

質問者
(会派)

山崎 真之輔
(民主党・ふじの国県議団)

答弁者

学校人事課長

項目

政令指定都市への教職員の定数権限委譲

要旨

山崎委員

浜松市は外国人児童が多数いることで加配措置がされているが、現場のニーズと合っていないと聞いている。教職員定数を総枠方式で市教委に渡し、市教委が配置をするという形を取れないか伺う。

学校人事課長

国からの加配については児童生徒支援、外国人児童生徒支援、通級指導教室対応等、目的に応じて配当している。しかし特段の事情がある場合には、人数の基準のみによらない配置など柔軟に対応することもある。

本県としては、学校の実態に応じて、より柔軟に加配を活用できるよう、国に対して提案している。

山崎委員

浜松市では単独で加配措置を行っている。始めから総枠が示されれば、市教委として必要な学校につけるなど、より効率的な配置措置ができると思うが、もう少し踏み込んだ検討はできないのか。

学校人事課長

国からの加配の使い方を変更するのは難しい。ただし、市教委と十分連携を取って事前に予想できる部分については配当予想数を示したり、市町の事情の説明を受けたりしている。基準の中でだが、今までも十分に対応を行っており、今後に対応していく。

山崎委員

連携やコミュニケーションが既にできていれば問題ないと思うが、財源や定数権は全国的な問題でもあるため、今度も検討してほしい。

平成25年6月 県議会文教警察委員会 質問・答弁要旨

4	日付	平成25年7月30日	
質問者 (会派)	山崎 真之輔 (民主党・ふじのくに県議団)	答弁者	社会教育課長
項目	若者の社会参画		
要旨	<p>山崎委員 青少年問題協議会において、若者の社会参画を促す施策を形成するため「若者の社会参画に関する調査」を実施している。この調査の結果を受けて、今後どのような取組を行うのか伺う。</p> <p>社会教育課長 アンケート調査の結果では、若者が大切にしているものは「友人」や「健康」など、私的なものが多く、地域への参加は少ないといった状況が見えた。その一方、静岡県が好きという回答は8割以上、社会に役立ちたいとする回答も7割を超えており、地域が好きで社会に貢献する意欲が高いこともわかった。 青少年問題協議会では、こうした若者の意識をいかに社会参加につなげていくかを中心に議論を進めており、10月に知事に意見具申をする。 社会教育課としては、この具申を受け、総合的な県の若者支援施策である「ふじのくに子ども若者・プラン」の改正に生かすほか、現在本課が進めている「通学合宿」「青少年野外教育スタッフ養成事業」等への積極的な参画を促すなど、若者の社会参画のきっかけづくりを推進したい。</p> <p>山崎委員 若者の社会参画、社会貢献の重要性についての見解を伺う。</p> <p>社会教育課長 これからの若者は能動的に自ら進んで社会参画することが重要と捉えている。 青少年問題協議会の議題では、「若者の社会参加と社会参画」～自己を確立し、社会の能動的形成者となるために～としており、委員の御意見をもとに、より一層話し合いを深め提言をいただき、今後の施策を検討してまいりたい。また、第26期のテーマであった「青少年の社会的自立と支援」の提言についても施策の検討としたい。</p> <p>山崎委員 若者の社会参画は重要であるので、これまで以上に取り組んでほしい。</p>		

平成25年6月 県議会文教警察委員会 質問・答弁要旨

5		日付	平成25年7月30日
質問者 (会派)	山崎 真之輔 (民主党・ふじのくに県議団)	答弁者	高校教育室長 学校教育課長
項目	外国語教育推進事業費の内訳と内容		
要旨	<p>山崎委員 外国語教育推進事業費の内訳と内容について伺う。</p> <p>高校教育室長 今年度96人の外国人青年を招致し、県立学校及び教育委員会に配置している。内訳は、350,000千円余がALTへの報酬、社会保険料として10,000千円程度、来日・帰国等の旅費で12,000千円程度であり、ほとんどがALTへの報酬である。</p> <p>山崎委員 96人によりどれくらいの学校数、学級数が充当されているか。全校に配置できているのか？ 授業時間数は？</p> <p>高校教育室長 96人のうち、県立高校に89校に配置しており、一部分校等において兼務している場合があるが、ほぼすべての県立高校にALTがいるという状況は作られている。</p> <p>各学校の状況にもよるが、基本的には週15時間以上、英語教員とのチーム・ティーチングを実施するよう定めている。</p> <p>山崎委員 小中学校における対策は？</p> <p>学校教育課長 主に中学校だが、ALTを全県で223人配置している。総合教育センターに2人、市町教育委員会に21人、「ノンジェット」のALT200人を配置し、配置については、各市町に任せている。中学校の教員への指導については、小学校外国語活動における授業実践研修により、中学校の教員が小学校に赴き、小学校の外国語教育のあり様を学習したり、総合教育センター主催の希望研修を受講し、指導力を高めたりしている。</p> <p>山崎委員 ICT技術を用い、例えばスカイプを利用すれば、外国語教育だけでなく日本語教育にも資する効果があるという。先進事例を学び、より効率的な事業を進めてほしい。</p>		

平成25年6月 県議会文教警察委員会 質問・答弁要旨

6	日付	平成25年7月30日	
質問者 (会派)	山本 貴史(富士の会)	答弁者	教育総務課長
項目	三ヶ日ボート事故の処分		
要旨	<p>山本委員 一般質問の委員長答弁で、今後の処分については、浜松市に対して伝達していくとのことだったが、一般論として、県からの伝達に基づき浜松市が処分することが本当にできるのか。上位下達ではなく、双方の理解を深めながら進んでいくことが望ましいのではないか。</p> <p>教育総務課長 県の基準に沿った処分相当である旨は示させていただくが、関係する自治体とは十分に連携を図りながら、その対応につきましては、自治体の判断に委ねてまいりたいと考えている。</p>		

平成25年6月 県議会文教警察委員会 質問・答弁要旨

7		日付	平成25年7月30日																																						
質問者 (会派)	山本 貴史(富士の会)	答弁者	福利課長																																						
項目	教員の休職状況について																																								
要旨	<p>山本委員 県内教員の精神的な問題での休職状況を小・中・高校別に伺う。 また、休職者への対応について伺う。</p> <p>福利課長</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>20代</th> <th>30代</th> <th>40代</th> <th>50代</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>4</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>17</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>高等学校</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>69</td> </tr> </tbody> </table> <p>休職をした教員は、復帰を目指して復帰訓練を行う。訓練は、復帰予定日の前月の2～4週間行い、半日程度の慣らし勤務から始める。また、休職者への支援として、福利課の保健師2人が校長や主治医と協力し面接等の保健指導を行っている。</p> <p>山本委員 休職者のうち復職する者がどのくらいいるのか伺う。</p> <p>福利課長 復職者は42人、その内3割程度が再発している。再発防止に努めたい。</p>						20代	30代	40代	50代	計	小学校	4	7	6	17	34	中学校	4	3	4	6	17	高等学校	0	5	4	4	13	特別支援学校	2	0	1	2	5						69
	20代	30代	40代	50代	計																																				
小学校	4	7	6	17	34																																				
中学校	4	3	4	6	17																																				
高等学校	0	5	4	4	13																																				
特別支援学校	2	0	1	2	5																																				
					69																																				

平成25年6月 県議会文教警察委員会 質問・答弁要旨

8	日付	平成25年7月30日	
質問者 (会派)	山本 貴史 (富士の会)	答弁者	学校教育課長
項目	熱中症対策		
要旨	<p>山本委員 学校の行事、部活動において熱中症で倒れる生徒が多い。先日も浜松市内でまとまった数の生徒が熱中症で倒れた。 先生方はこれまでの経験で指導していると思うが、気象条件の変化やエアコン等で体温調節が難しい子どももいる。熱中症対策について伺う。</p> <p>学校教育課長 5月20日付けで各市町教育委員会、県立学校へ「熱中症環境保健マニュアル」を配布した。 5月下旬に熱中症事故防止の通知を出し、その後、何回か熱中症について注意喚起の通知を出している。 昨年夏に、県立学校に熱中症対策について調査を行った。気温や輻射熱等を計算するWBGT計を94%の学校が保持しており、行事等の際に活用し、児童生徒の安全保護に努めている。</p> <p>山本委員 学校へ指示を出していることは理解した。学校現場では暑い中でも厳しい指導をしている先生もいる。現場の先生方が経験だけにとらわれず、熱中症に対して正しく理解・判断して指導していくことが重要である。先生方への指導についても要望する。</p>		

平成25年6月 県議会文教警察委員会 質問・答弁要旨

9	日付	平成25年7月30日	
質問者 (会派)	山本 貴史(富士の会)	答弁者	小中学校教育室長
項目	全国学力・学習状況調査結果の公表		
要旨	<p>山本委員 学力向上プロジェクト事業推進校の選定方法、全国学力・学習状況調査結果の公表の是非、分析結果の公開の仕方について伺う。</p> <p>小中学校教育室長 「確かな学力」の育成に係る実践的調査研究の国からの公募があり、市町教育委員会に周知したところ、公募時期が年度末であったため、応募がなかった。そこで、地区のバランスを考えて富士宮市と磐田市に働き掛け、調査結果で課題となった国語を窓口として研修をしている各1校が研究指定校となった。</p> <p>平成25年度の調査結果については、文部科学省の実施要領に基づき、県教育委員会は、市町教育委員会名及び学校名を明らかにした公表は行わない。平成26年度の調査結果公表についての文部科学省からのアンケートへの回答は、定例教育委員会で協議を行う予定である。</p> <p>昨年度、調査の分析結果をまとめた保護者用リーフレット、教師用リーフレットを配布し、学校教育課のホームページでも公開した。詳細な分析結果については、各学校に配布した。</p> <p>山本委員 全国学力・学習状況調査結果は公表して欲しい。また、学力向上プロジェクト事業推進校の成果を各学校に周知し、推進校以外の取組の成果についても共有化して欲しい。</p>		

平成25年6月 県議会文教警察委員会 質問・答弁要旨

10	日付	平成25年7月30日	
質問者 (会派)	山本 貴史(富士の会)	答弁者	学校教育課参事
項目	高校留年者における授業料の徴収		
要旨	<p>山本委員 県立高校の留年者における授業料の徴収についてについて伺う。</p> <p>学校教育課参事 県立高校の留年者における授業料は本県では徴収していない。 授業料相当額は国から交付されているが、留年者見合いは対象外である。</p> <p>授業料不徴収は、生徒が家庭の経済状況を心配することなく学業に専念できる環境の整備であるため重要である。</p>		

平成25年6月 県議会文教警察委員会 質問・答弁要旨

11		日付	平成25年7月30日
質問者 (会派)	山本 貴史(富士の会)	答弁者	教育総務課事務統括監
項目	クレーム対応学校支援事業費		
要旨	<p>山本委員 地域のみなさんと協力してクレームに対応することも必要と考える。連合町内会長、教員OB等により学校を支援していただくような会をつくっていただき、地域全体の中で学校の先生を応援し守っていくという体制作りを行うことも大切と考える。研究・検討し実行していただけないか。</p> <p>教育総務課事務統括監 学校に多くの地域の方々に入っていただく、情報発信していく、いろいろな協力をいただくということは、学校を理解してくれる人が増えるという観点から、クレーム自体を減らせると考えている。</p> <p>県教委といたしましても、地域の方々が学校に入る仕組みとして、コミュニティスクールや学校支援地域本部などの事業も行っており、この前の報告会で、結果としてクレームが減っているという報告もされている。</p> <p>委員ご指摘のようなクレーム対応につきましても、地域の協力を得ていくというようなことも大事な視点であると考えてるので、今後、そうした研究も進めていきたいと考えている。</p>		

平成25年6月 県議会文教警察委員会 質問・答弁要旨

12	日付	平成25年7月30日	
質問者 (会派)	盛月 寿美(公明党静岡県議団)	答弁者	財務課長
項目	熱海市の耐震化状況		
要旨	<p>盛月委員 公立小中学校の市町別耐震化状況を見ると、熱海市が89.1%と他と比べて目立って低いが、どういう状況か、また、今年度どのくらいの耐震化率が見込まれるのか伺う。</p> <p>財務課長 まだ、耐震化率100%になっていないところは、いろいろな事情があるが、一番多いのは、小中学校の統廃合の関係である。 熱海市については、今年度補強工事等を行い25年度末には100%になる予定である。 また、小中学校の県全体の耐震化率については、平成27年度末をもって100%になるという計画を市町から頂いている。</p>		

平成25年6月 県議会文教警察委員会 質問・答弁要旨

13		日付	平成25年7月30日
質問者 (会派)	盛月 寿美(公明党静岡県議団)	答弁者	財務課長
項目	マンホールトイレの整備		
要旨	<p>盛月委員 学校施設の防災機能強化のために、マンホールトイレの整備が、県立学校についてはだいぶ進んでおり、今年度終了すると聞いているが、市町の公立の小中学校については、まだ進んでいない状況と認識している。 吉田町、御前崎市、三島市については、導入を進めているようであるが、今後、市町の公立学校にも県全体に整備が広がっていくように、県としても啓発いくべきと思うがその点について伺う。</p> <p>財務課長 県立学校については、避難所指定されており、かつ、公共下水道に接続している学校が50校あり、24年度予算で予算計上し、現在、24校が完成している。残り26校は、今年中に完成を目指して行っている。 市町への設置であるが、位置付けとしては避難所への設置となるため、市町の判断となるわけであるが、マンホールトイレの設置については、国の補助金等もあるので、要望があれば円滑に交付手続きが出来るよう支援していく。</p>		

平成25年6月 県議会文教警察委員会 質問・答弁要旨

14	日付	平成25年7月30日	
質問者 (会派)	盛月 寿美(公明党静岡県議団)	答弁者	学校人事課長
項目	体罰二次調査の結果		
要旨	<p>盛月委員 体罰の原因としては、指導に熱が入り過ぎた、試合に勝たせたい、考え方や姿勢を鍛えなおしたいという先生が奮闘している中での想いと、子どもとの想いに差があると感じるが、子どもの気持ちが大切である。この調査の結果を教育委員会としてどう捉えているか見解を伺う。</p> <p>学校人事課長 体罰は決して許されるものではなく、今後も教職員の資質の向上と指導力の強化の中で根絶に向けて一步一步手をうっていく。 根絶に向けた取組みとしては、昨年来通知文書を発出し、意識の喚起や高揚に努めている。また、教育委員、教育長の学校訪問による実態把握、冊子等の活用、研修会の利用等を着実に実施していく。 調査結果において、146件という多くの件数があがってきたことは、学校が体罰を隠すのではなく、きちんと対処すべきものと意識を変えてきていると考える。教育委員会としては、このことを大切に適切に対処する。</p>		

平成25年6月 県議会文教警察委員会 質問・答弁要旨

15	日付	平成25年7月30日	
質問者 (会派)	盛月 寿美(公明党静岡県議団)	答弁者	人権教育推進室長
項目	人権教育資料の活用方法		
要旨	<p>盛月委員 人権教育指導資料(パンフレット)の活用について伺う。</p> <p>人権教育推進室長 校内研修で活用できるものとなっている。 47,000部作成し、私立を含め県内の幼、小、中、高等学校及び特別支援学校のすべての教職員に配布するとともに、保育所、政令市、各市町教育委員会、各教育機関、人権団体にも配布予定である。 教職員の主体的な取組を促し、具体的には各種研修会での活用、さらに資料内容及び活用方法についてEジャーナル及び県ホームページへの掲載や指導主事の学校訪問時において資料の積極的な活用を広報していく。</p> <p>盛月委員 保護者への配布も考えてほしい。</p> <p>人権教育推進室長 今後検討していく。</p>		

平成25年6月 県議会文教警察委員会 質問・答弁要旨

16

日付

平成25年7月30日

質問者
(会派)

盛月 寿美(公明党静岡県議団)

答弁者

高校教育室長

項目

モンゴル国ドルノゴビ県への高校生派遣

要旨

盛月委員

モンゴル国ドルノゴビ県に静岡県の高校生を派遣する事業の目的、予算、申込時の男女の比率について伺う。

高校教育室長

静岡県知事とドルノゴビ県知事との友好協定をベースに始まっているが、グローバル人材の育成が言われている中で、日本と全く異なる環境のもとで高校生が互いに交流を持つことに非常に意義がある。同時に、日本の文化を再発見するという点でも意義があると考えている。今回が初めての派遣だが、成果を期待したい。

予算については、ドルノゴビ県での費用はドルノゴビ県が負担することになっている。本県としては6,750千円の予算を立てている。

男女比については、応募の段階で男子50人、女子133人であり、女子の方が多かった。

平成25年6月 県議会文教警察委員会 質問・答弁要旨

17

日付

平成25年7月30日

質問者
(会派)

盛月 寿美(公明党静岡県議団)

答弁者

スポーツ振興課長

項目

静岡県立水泳場の復旧状況

要旨

盛月委員

富士水泳場の天井材落下事故もあったが、現在、工事を行っている静岡県立水泳場の復旧工事の内容と再開見込みについて伺う。

スポーツ振興課長

富士水泳場の天井材落下事故の件に関しては、まず以って、利用者の方々にお詫び申し上げます。

県立水泳場は、平成23年9月に屋根が破損し、現在、災害復旧工事を行っているが、工事は順調に進んでおり、平成25年8月13日に完成する予定である。

なお、工事は屋根の復旧に加え、天井材は軽量な材料を用いて全面貼替えを行うこととし、落下防止ネットを設置した。

再開の時期については、富士水泳場で行う予定であった8月21日からの全国中学校体育大会を県立水泳場に移し、実施する予定である。

盛月委員

天井材の貼替えは、全て行ったということによろしいか。

スポーツ振興課長

今までのものを全て取り除いて、貼り替えたということである。

平成25年6月 県議会文教警察委員会 質問・答弁要旨

18	日付	平成25年7月30日	
質問者 (会派)	盛月 寿美(公明党静岡県議団)	答弁者	文化財保護課長
項目	名勝三保松原の環境保全		
要旨	<p>盛月委員 富士山世界遺産の構成資産である三保松原の海浜に自生する野生植物(ハマユウ、ハマヒルガオ、ハマゴウ)が来訪者に踏まれたり、草刈作業で駆り払われたりしている。その保護について、県としての取組や考え方を伺う。</p> <p>文化財保護課長 海浜に生育しているハマユウ、ハマヒルガオ、ハマゴウは、名勝の保存管理計画において保護・生育を図る植物とされている。今後、管理団体である静岡市が整備計画を策定する予定だが、本課としても静岡市や文化庁とも連携しながら、歩経路の整備対策等で松の幼木の保護とともに立ち入り制限も含めて対策をとっていく予定である。 また、関連機関が集まる機会を捉え、保護していく植物として情報の共有を図っていく。</p> <p>盛月委員 今後立ち上げる委員会の中でもぜひ連携をとってほしい。また市民の意見も吸い上げ、これまで様々な活動してきた地元を大切にしてほしい。</p>		

平成25年6月 県議会文教警察委員会 質問・答弁要旨

19	日付	平成25年7月30日	
質問者 (会派)	盛月 寿美(公明党静岡県議団)	答弁者	社会教育課長
項目	保育園、幼稚園の保護者を対象とした家庭教育の調査		
要旨	<p>盛月委員 保育園、幼稚園の保護者を対象とした家庭教育の調査結果が、昨日の静岡新聞夕刊に掲載されたが、この調査は、いつ実施したのか、また、なぜこれらの保護者を対象に調査をしたのか、その理由を伺う。</p> <p>社会教育課長 本調査は、平成25年2月4日から24日の間に幼稚園、保育所に通う2,624人の保護者を対象に実施した。 調査の目的としては、保護者が家庭での子どもの教育について悩んでいるとの情勢が背景にあり、家庭教育支援の効果的な施策を検討するうえでの参考とするため、家庭教育の実態やニーズを調査することとした。 また、平成23年度には小学校3年生の保護者、平成24年度に中学校2年生の保護者を対象とした家庭教育の実態調査を実施しており、その結果から悩みを抱えている保護者が多かったことから、幼児をもつ保護者へも拡大して調査を実施した。</p> <p>盛月委員 今後、調査結果を受け、具体的な取組について伺う。</p> <p>社会教育課長 小学校、中学校、幼稚園等の保護者で、共通した結果が得られた。 小さな悩み・不安の深刻化を防ぐために、身近な地域の中で身近な人による親に寄り添う支援が必要と考えている。 県教育委員会としては、親が集い、つながり、学ぶ場をPTA活動等に取り入れて、横の広がりを広めることを働きかけていきたい。 また、このような活動が深まり、充実するために、幼児期、小学校、中学校の各発達段階の応じたテーマを設定した「ワークシート」を活用して、親のつながりを深めてまいりたい。 現在、このワークシートを作成中である。</p>		

平成25年6月 県議会文教警察委員会 質問・答弁要旨

20	日付	平成25年7月30日	
質問者 (会派)	山田 誠(自民改革会議)	答弁者	学校人事課長
項目	職員の年齢構成		
要旨	<p>山田委員 教員の年齢構成を見ると50代が多い。対して20～30代は半分以下である。50代は10年以内に大量退職となるが、若い教員が少ない中、次の世代を育てる必要がある。大量退職となると教育力の低下、ベテラン教員の穴をどうやって埋めるのか課題がある。今後10年の間に大きく変化するがベテランの経験をどう生かしていくのか、次の世代の育成をどう考えていくのか伺う。</p> <p>学校人事課長 大量退職する教員の持っている力を若手教員に伝えていくということは大変重要だと考えている。校内研修の充実、経験豊かな教職員の研修等により、50代の力を伸ばし、学校に還元するための研修を行っている。次の世代につなげていくという意味では採用の問題があり、採用計画を慎重に進めていく。採用数は単に伸ばせばよいわけではなく、教員の質を維持しながら、毎年同数程度を採用し、5、10年先のバランスを見ながら採用、再任用を計画していく。</p>		

平成25年6月 県議会文教警察委員会 質問・答弁要旨

21	日付	平成25年7月30日	
質問者 (会派)	山田 誠(自民改革会議)	答弁者	教育長 学校人事課長
項目	本務職員に対する臨時的任用講師の比率について		
要旨	<p>山田委員 本務職員に対する臨時的任用講師については小中・高等学校は5%以下であるが、特別支援学校では約2割である。新設校ができる中、生徒数の増減や採用の問題もあり、ある程度の弾力的な運用は必要かと思うが、この状態は適正なのかどうか。小中学校でも講師でありながら担任を持つのが現実である。正規の教員として採用されている人と違い、研修も十分でないと思うが、この状況について将来的にどのような改善を考えているのか伺う。</p> <p>学校人事課長 講師の率が高いことは承知している。急激に多くの本務職員を採用することは難しいため、慎重に採用計画を立て、全体のバランスをみながら講師率を下げしていく手立てを取っていく。</p> <p>山田委員 臨時的任用講師が担任を持つことは正しいことではない。同じ担任という職務を行う場合、片や本務教員、片や臨時講師では子どもに与える影響が大きい。本務教員ならば担任として次の年もできる。講師なら1年で終わってしまう。担任として採用したのならば2、3年やらせるべきである。採用試験に合格したのならば同じ学校に採用するなど、配慮が必要である。35人学級編制になったことにより、担任が増えるが、教員が見合って増えているわけではない。教員の配置については級外の確保もままならない。このような状況は定数活用だけでよいのか将来的に大変なことになると思うので、教育長に考えがあれば伺う。</p> <p>教育長 子どもたちにとって、先生との1年限りの出会いで別れていくことは教育的に好ましくない。今後は講師をやっていた同じ学校に採用するなどの工夫も検討していかなければならない。</p>		

要 旨

静岡式35人学級編制を進める上では、国の制度が追いつけるところで級外の教員が減る部分を国の制度で埋めていくことが前提であったが、今年度については見送られた。来年度以降もどうなるかわからない。今年度は県単独措置で45人の定数を確保した。今後は国の動向を見ながら、県単独措置の人数をどれだけ確保していくのか検討する。

平成25年6月 県議会文教警察委員会 質問・答弁要旨

22		日付	平成25年7月30日
質問者 (会派)	山田 誠(自民改革会議)	答弁者	学校教育課長 小中学校教育室長
項目	土曜授業		
要旨	<p>山田委員 文部科学省が土曜授業について検討を始めているが、県教委としてどう対応していくか伺う。</p> <p>小中学校教育室長 現在、振替日を設けずに土曜授業を実施している県内の公立小中学校はない。 土曜授業実施には、2日間の休みに慣れた子どもの負担増、家庭や地域への影響、部活動の大会や他団体の行事への影響など、様々な課題が考えられる。 一方、学校では、授業時数が増えたことで、放課後の時間が少なくなり、児童・生徒会活動などの特別活動の時間や子どもと触れ合う時間、教員の授業のための教材研究の準備の時間などの確保が難しい状況である。 県教育委員会としては、国の動向に注視しつつ、土曜授業について、地域や学校の実態に即した対応が必要であり、導入に際しては、保護者や地域の方々、所管する市町教育委員会と十分な協議をすることが大切であると考えます。</p> <p>山田議員 土曜授業の方向性について、計画を立てて対応するべきではないか。</p> <p>学校教育課長 現在、公立高等学校2校で土曜授業を実施している。実施についての成果と課題を整理するとともに、市町教育委員会へのアンケートを行う等し、国の動向に注視しつつ、主体的に検討していく。</p>		

平成25年6月 県議会文教警察委員会 質問・答弁要旨

23

日付

平成25年7月30日

質問者
(会派)

山田 誠(自民改革会議)

答弁者

特別支援教育室長

項目

特別支援学校の整備方針

要旨

山田委員

新しく特別支援学校を作っても、児童生徒が益々増えている現状から、今後どういう考えで狭隘化に対応するか伺う。

新しく特別支援学校ができる地区以外の学校のエアコン等の施設整備については、どのように考えているか伺う。

特別支援教育室長

新築増築しても、児童生徒が増えていくという状況は、全国共通の課題となっている。学校ができることによって、今まで特別支援学校に通うことができなかつたお子さんが通えるようになったことは、大変良いことだと考える。しかし、全国の小・中学校には、まだ特別支援学校該当の児童生徒が、2万人ほどいるといわれている。それから考えると施設整備に対するニーズは、まだまだ高いものと判断している。

施設整備に関しては、エアコンなどを順次整備するなど計画的に行っているが、平成23年3月に策定した施設整備計画についても、やはり中間見直しが必要な時期に来ており、今後、市町と連携して対象となるお子さんの就学の状況を把握して、見直しを図っていきたい。

平成25年6月 県議会文教警察委員会 質問・答弁要旨

24	日付	平成25年7月30日	
質問者 (会派)	多家 一彦(自民改革会議)	答弁者	高校再編整備室長
項目	ソーシャルスキルトレーニング冊子		
要旨	<p>多家委員 一般高校の中の発達障害等の生徒の割合について伺う。</p> <p>高校再編整備室長 平成22年度の県独自の調査の結果、発達障害があると思われる生徒は、県内中学校3年生で在籍者の2.03%である。 高等学校では、通信制を除く全日制及び定時制1～4年生で、1.29%である。課程別にみると、全日制1.02%、単位制定時制2.88%、学年制定時制9.84%と課程によってかなり差がある。この状況から、どの学校にも発達障害と思われる生徒が少なからず在籍していることを踏まえ、支援に向けてモデル事業、教材作成等を展開してきた。</p> <p>多家委員 ソーシャルスキルトレーニング冊子を使いどのように支援していくのか伺う。</p> <p>高校再編整備室長 多くの高校には発達障害等のある生徒が在籍している一方、支援の具体的な方法や内容について、各校では十分なノウハウが不足している。 ソーシャルスキルトレーニング教材は、こうした生徒が学校生活の中で他者とうまくかかわっていく方法を身につけたり、将来の自立や社会参加に向けて社会生活や企業就労への適応力を高めたりするための一助となる教材として作成した。内容としては、高校生活に関することなどを想定してシミュレーション形式で学んでいく。教員の指導力を高めるとともに、該当生徒については、クラス単位や個別指導などで活用していく。 今年度から3年計画で悉皆として教材活用に関する研修を行う。各学校で1名ずつ3年間研修を行い、各学校の学年に1人指導できる教員を養成する。</p>		

要 旨

多家委員

発達障害の生徒を指導する教員は、専門知識を備えているのか伺う。

高校再編整備室長

各学校には、特別支援教育コーディネーターがいて、総合教育センターにおいて研修に参加している。

教材活用研修について、各高校の校長に参加する教員の推薦を依頼しているが、特別支援教育コーディネーターは、既に研修を受けていることから、それ以外の教員が研修に参加できるようお願いしている。学校として発達支援の研修を積んでもらいたい教員を選んでいただき研修に参加する。こうした研修を3年間続けて学校にとって必要な教員を養成していく。

平成25年6月 県議会文教警察委員会 質問・答弁要旨

25	日付	平成25年7月30日	
質問者 (会派)	多家 一彦(自民改革会議)	答弁者	特別支援教育室長
項目	特別支援学校児童生徒数増加の状況		
要旨	<p>多家委員 昭和54年の養護学校義務制以降、たくさんの校舎を作っているが児童生徒はどのくらい増えているのか。また、就学猶予の児童生徒の状況について伺いたい。</p> <p>特別支援教育室長 養護学校につきましては、昭和54年に義務化になり、当時、全国には、8万9千人の在籍者がいた。現在は、13万人と約1.5倍に膨らんでいる。静岡県においては、昭和54年には2千3百人強であった生徒数が平成25年度現在では4679人と、2倍弱という数に膨らんでいる。義務教育化が遅れたということで、昭和52年の段階で469人の就学猶予者が県内にもいたが、平成25年度につきましては、障害によって学校に行っていない方は1人となっている。</p> <p>障害のある生徒も、その子に応じた教育が受けられるようにということで担当課としては是非特別支援学校の整備を進めていきたいと思っているが、これからの共生社会の中で特別支援教育が充実していく傍ら、通常の小中学校で学ぶ生徒も今後増えていく可能性もあると考えている。このことは、市町の担当者と連携をとりながら、ニーズを把握し適切な整備計画を進めていきたいと考えている。</p>		

平成25年6月 県議会文教警察委員会 質問・答弁要旨

26	日付	平成25年7月30日	
質問者 (会派)	多家 一彦(自民改革会議)	答弁者	学校人事課長
項目	特別支援学校における時的任用講師の扱い		
要旨	<p>多家委員 特別支援学校の現場では、教員が足りないので、免許を持っていて採用試験に受からないで講師をしている人がたくさんいると聞いているが、どんな考えなのか伺う。</p> <p>学校人事課長 本務職員と同じ仕事をしている講師は大切な存在である。校内研修や、一部の校外研修等にも本務職員と同じように参加している。臨時的任用講師のみの研修も行っている。講師経験を積んで採用試験に合格して本務職員となって将来的には学校で活躍する存在であると考えている</p> <p>多家委員 特別支援学校も35人学級編制もわかりだが、講師で補わなければ教員を確保できないのか。定数は決まっている。定数の中の講師の割合はどうなっているのか伺う。</p> <p>学校人事課長 5月1日現在、本務職員は1698名、欠員補充は436名、約2割が講師となっている。現実としてこの講師を本務職員に替えるのは難しいが採用計画を慎重に検討しながら講師率を少しずつ下げていく努力をしていく。</p> <p>多家委員 講師の割合が大きい。35人学級編制を完璧にやるとしたら100億かかると聞いている。現実に加配とか県単独措置とかいいながら、形は35人学級編制ができるわけだから、特別支援学校も講師をできるだけ少なくして、採用試験に受かるような門を広げてほしい。</p>		

平成25年6月 県議会文教警察委員会 質問・答弁要旨

27	日付	平成25年7月30日	
質問者 (会派)	多家 一彦(自民改革会議)	答弁者	高校再編整備室長
項目	第2次長期計画の進捗状況		
要旨	<p>多家委員 第2次長期計画の進捗状況及び静岡中央高校・浜松大平台高校・三島長陵高校の単位制定時制高校の評価についてもあわせて伺う。</p> <p>高校再編整備室長 平成17年に策定した静岡県立高等学校第二次長期計画は、平成27年度を見通した県立高等学校等の在り方を定めたもので、具体的には、通学区域、総合学科、単位制高校、中高一貫教育、定時制・通信制の在り方などに加え、再編整備計画を示した。</p> <p>再編整備計画については5地区が完了し、今年度静岡市内で新構想高校が2校、平成27年度までにさらに3校の新構想高校が開校する予定であり、計画どおりに完了する見込みである。</p> <p>その他の事項についても、概ね計画どおりに進んでおり、総合計画の数値目標である「学校生活に満足している」と答える生徒の割合も向上している。</p> <p>単位制による定時制課程は、午前・午後・夜間の3つの学習時間帯を設け、新規中卒者、中途退学者、不登校の生徒など、多様な学習歴を持つ生徒が数多く入学している。希望する時間帯に学習でき自分のペースで学習できるようにすることから中途退学者、不登校が立ち直って学習し卒業できるなどさまざまな効果がみれる。</p> <p>平成18年度の浜松大平台高校、平成20年度の三島長陵高校の開校により東西中の3地区に単位制定時制高校が配置され、ほぼ毎年、定員を超える志願者がある。</p> <p>卒業生の状況は、約半数の生徒が大学、短大、専門学校に進学しており、中には国公立大学やいわゆる難関私立大学に進学する生徒もいる。</p> <p>中学時代に不登校であった生徒や、他の高校中途退学した生徒にとってやり直しの場となっている。</p>		

要 旨

多家委員

静岡中央高校・浜松大平台高校・三島長陵高校の単位制定時制高校の再編整備が順調かつ伺う。

高校再編整備室長

静岡中央高校については、平成5年度開校から20年近く経過し、その間生徒の状況が変わってきている。同じタイプの学校として浜松大平台高校・三島長陵高校が開校したが、各地区によっても状況が違う。それぞれ3校の成果を検証した上で、さらなる充実を図っていく。

平成25年6月 県議会文教警察委員会 質問・答弁要旨

28

日付

平成25年7月30日

質問者
(会派)

池谷 晴一
(民主党・ふじのくに県議団)

答弁者

教育総務課事務統括監

項目

第128号議案 特別職の職員等の給与の特例に関する条例

要旨

池谷委員

給与が削減されるということは、生活に多大なダメージを与える。

教職員のモチベーションが下がることはあってはならないこと。教職員のモチベーション高揚について行っていること、また今後計画していることがあれば伺う。

教育総務課事務統括監

今回の給与削減は、一人あたりの影響額を考えると、教職員にとっては大変厳しいものであると認識しており、教職員のモチベーションが低下しないよう十分配慮する必要があると考えています。

特に学校においては、教員の多忙化が課題となっており、教育委員会としても、これまで以上に「学校の多忙化解消」等に取り組み、職場環境の改善につなげていきたいと思っています。そうしたことをとおして、教職員のモチベーションを保つようにしたいと考えています。

平成25年6月 県議会文教警察委員会 質問・答弁要旨

29

日付

平成25年7月30日

質問者
(会派)

池谷 晴一
(民主党・ふじのくに県議団)

答弁者

人権教育推進室長

項目

ハンセン病に関する人権教育

要旨

池谷委員

ハンセン病施設に関わる人権教育をどのように子どもたちに押し進めているのかを伺う。

人権教育推進室長

ハンセン病元患者に対する人権問題は、人権に対する正しい知識の欠如がもたらした非常に深刻な問題と認識している。小学校、中学校、高等学校の社会科の授業で、日本国憲法の基本的人権について学習しており、教科書でハンセン病について大きく取り上げられているので、児童生徒は、基本的なことは理解しているが、知識として定着しているかどうかは課題である。

国立駿河療養所が学区にある御殿場市立神山小学校や御殿場市立神山幼稚園では、神山復生園や駿河療養所との交流を定期的に行い、保護者を含めた地域の方々と子どもたちが一緒になり人権問題に対する理解を深めており、療養所の方々の心の癒しにもつながっていると聞いている。このような取組を様々な研修等を通して広めていきたい。

県では、平成22年1月、人権教育指導者研修会において、ハンセン病元患者の伊波敏夫氏に御講演をいただいた。また、平成23年11月には、厚生労働省主催のハンセン病に関するシンポジウムが浜松で開催され、県内の高校生100名が参加して、ハンセン病元患者に対する人権問題について学んだ。県内全域に講習会等で伝えていきたい。

池谷委員

教職員はこのような現場を見て、肌で感じていただきたい。

平成25年6月 県議会文教警察委員会 質問・答弁要旨

30

日付

平成25年7月30日

質問者
(会派)

池谷 晴一
(民主党・ふじのくに県議団)

答弁者

財務課長
スポーツ振興課長

項目

静岡県富士水泳場の天井材落下事故

要旨

池谷委員

施工業者の調査による富士水泳場の天井材が落下した要因としては、外部からの要因であって、施工には問題がなかったととれる。

平成25年7月26日、国土交通省による現地調査も行われたとのことだが、現在、その結果がでていれば伺いたい。

スポーツ振興課長

富士水泳場で行う予定であった全国中学校体育大会は、関係者が2年前から準備を進めており、1%でも大会の実現の可能性があるのかを判断させていただくことを目的に、施工業者の考え方を示してもらったものである。

7月26日には、国土交通省の2名の専門職員が現地調査に入り、写真や工事図面の確認を行ったが、指摘や指導はなかった。

今後は、国からの調査報告を待って、今後の対応を検討していきたい。

池谷委員

同じような天井があれば、同じように事故が起こってしまうのではないかと思う。今回の天井落下は、耐震基準が合致した上で起きたことか。そうであれば、今後どのように対処するのか。

財務課長

耐震基準には合致していた。富士水泳場のようなアーチ型の形状は、県立水泳場があるが、現在工事をしており、落下防止ネットの設置や軽い材質を用いているため、落下することは無いと思う。

規制が強化された一定規模以上の吊り天井については、具体的には、6m以上の高さにある、面積が200㎡以上の吊り天井とされている。

この条件に適合する教育委員会所管の施設については、学校で8校、教育関係施設で3施設ある。

要 旨

今回の水泳場の事故を受けて、これらの施設を管理する校長、施設の長に対し、直ちに緊急点検を行うよう指示をし、現状においては、異常は確認されていない。

市町立の小中学校においても、同じような規模の吊り天井が67施設あるため、緊急点検を行うよう要請した。

今後は、営繕企画課の主体で、県有施設全体について8月中を目途にこのような吊り天井があるか絞込みを行い、国が作成中の基準に照らし合わせて対応を検討するとしているので、県教委としてもこれと一体となって行っていきたいと思っている。

平成25年6月 県議会文教警察委員会 質問・答弁要旨

31	日付	平成25年7月30日	
質問者 (会派)	池谷 晴一 (民主党・ふじのくに県議団)	答弁者	財務課長
項目	本県の吊り天井の現状		
要旨	<p>池谷委員 先の大震災で、天井の落下が1,636件発生したことを受け、文科省は吊り天井を原則撤去する方針を決めた報道があった。 全国では学校の体育館、武道館等約8,700棟に吊り天井があるとのことであるが、本県の現状と対応を伺う。</p> <p>財務課長 非構造部材に係る文科省の調査基準と同じものによるものであるが、小中学校の状況は、公立学校における吊り天井を有する体育館等については、154棟あり、これに対する耐震化対策の実施率については、13.0%である。 文科省では、吊り天井に対する落下防止の対策として、天井の撤去、補強又は耐震設計した天井の再設置の方法などを示しているが、改修工事が難しいこととコスト的な問題もあるため、撤去を中心とした対策の検討を促している。</p> <p>県としても、小中学校については、非構造部材と同じように27年度までの完了を文部科学省も強く求めているので、国の補助制度や改修方法等の情報提供を的確に行い、早期の対策を働きかけている。</p> <p>県立学校の状況は、高校が11棟、特別支援学校が1棟あり、対策の実施率は、高校が72.7%、特別支援学校が100%である。</p> <p>未対策になっているものは、規制が強化された一定規模以上の吊り天井であるので、今後調査を行い、国から示される予定の技術基準の詳細により対応していきたい。</p>		

平成25年6月 県議会文教警察委員会 質問・答弁要旨

32

日付

平成25年7月30日

質問者
(会派)

池谷 晴一
(民主党・ふじのくに県議団)

答弁者

教育政策課長
学校人事課長

項目

教員免許更新制度による講習内容との相違及び必要性

要旨

池谷委員

免許更新制度はその時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることによって社会の尊敬と信頼を得ることを目指してできた。しかしながら、教職員研修指針によって常に新しい知識習得と技能向上を図っていると考える。教員の多忙化が叫ばれている中、様々な研修内容と教員免許更新制度による講習内容は共通しているのではないか。改めてこの免許更新制の必要性について県教育委員会の考えを伺う。

また、制度施行から4年経過したが、制度ができたことによる効果検証が行われていると思う、その効果と施行前後における不祥事発生件数について伺う。

教育政策課長

教員免許更新制度における講習については、県内の静岡大学や常葉学園大学等で行っており、具体的な講習内容は、教育職員免許法で定めている。

教育の最新事情に関する事項

学習指導要領に関する教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項となっており、それぞれの実施大学が独自にカリキュラムを設定し、1人30時間で、特に夏休みなどの期間に集中して実施している。対象となる教員が各自申し込んで受講している。

一方、県の行う教員の研修は、静岡県教職員研修指針に基づき、学校や教員のニーズや教育を取り巻く現状を踏まえ、最新の知識や技能需要に対応して毎年度研修を企画し、行っている。

特に、教育公務員特例法に基づく10年経験者研修では、教員のモデルリーダーとしての役割を意識し、県の教育方針を反映した内容で、いろいろな工夫を凝らし、通年で校外研修を13日間実施している。

必要性については、いずれも法定の研修ということで実施しているが、免許更新講座は4年目であり、10年研修と重複する教員は現時点では、わずかだと思われるが、将来は重複する教員が増加する懸念がある。この点については、国の検証においても、課題と認識されていると聞いており、今後検討されるものと思うので、その動向を注視して、県の研修のあり方と併せて今後考えていく。

学校人事課長

教員免許法では施行5年が経過した場合に制度の検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとするとしている。現在文部科学省ではこの5年経過後の検討を見越し、この制度による効果、講習内容を含めた制度全体の課題の洗い出しを行っているところである。県教育委員会としても文部科学省に本県の現状を提供していく。

制度施行前後の不祥事については平成21年度からの昨年度までの懲戒の件数を見ても、大きな差はない。効果等については今後研究しなければならないが、不祥事の件数だけみると明確な違いはない。

要 旨

平成25年6月 県議会文教警察委員会 質問・答弁要旨

33

日付

平成25年7月30日

質問者
(会派)

池谷 晴一
(民主党・ふじのくに県議団)

答弁者

小中学校教育室長

項目

小学校の英語教育

要旨

池谷委員

小学校の英語教育について、多文化共生を目指し、英会話、コミュニケーションに重点を置くべきではないか。

小中学校教育室長

平成23年度から、小学校5,6年生で「外国語活動」が完全実施となり、各学校では原則として英語の学習が行われている。指導要領に示された目標には、「外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深めること。積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図ること。外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養うこと。」が示されている。現在、各小学校では、子どもたちに、試験のための英語ではなく、英語によるコミュニケーションの楽しさを実感させるような授業に努めている。

小学校における英語教育の教科化について、国の動向に注視しながら、小学校教員の英語学習の研修の充実、英語教育に関する研究校による成果の検証など、県教育委員会として準備を進めていく。

平成25年6月 県議会文教警察委員会 質問・答弁要旨

34

日付

平成25年7月30日

質問者
(会派)

池谷 晴一
(民主党・ふじのくに県議団)

答弁者

学校教育課長

項目

部活動の位置づけ

要旨

池谷委員

部活動については体罰問題等で注目されている。部活動は人間形成を図る観点から有意義であると考えます。

部活動は日本の教育制度上どのような位置づけになっているか伺う。

また、民間が営利目的で行っているクラブと学校の部活動が競合し、子どもの取り合いになり、部活動が潰れたとの言うことも聞いている。民間のクラブと部活動の競合について教育委員会のかかわりと基本的な考え方を伺う。

学校教育課長

部活動は、現行の中学校学習指導要領の第1章 総則に学校教育活動の一環として教育課程との関連が図られるものと位置づけられている。これは長い間、部活動が人間形成に大きな役割を担ってきたと認められたことと考える。また、子どもたちの部活動で活動は、学校や学級でも自己有用感を認められる役割を果たしている。高校進学調査書でも有益な情報として記載されている。

民間クラブと部活動の競合については、部活動を選ぶか民間クラブを選ぶかは子どもたちに選択の権利がある。それにより部活動が成立しないということも聞いているが、団体種目については、近隣の学校と合同で試合に出場できるとの対策も取られている。

民間クラブの活動にしても、部活動にしても、その活動について調査書に記載できるようになっており、子どもたちの活躍を認めることは大切にしていきたい。

平成25年6月 県議会文教警察委員会 質問・答弁要旨

35

日付

平成25年7月30日

質問者
(会派)

池谷 晴一
(民主党・ふじのくに県議団)

答弁者

学校教育課長

項目

いじめ防止対策推進法

要旨

池谷委員

「いじめ防止対策推進法」に係る県教育委員会の評価及び対応状況を伺う。

学校教育課長

昨年度1月に静岡県・市町教育委員会代表者会において「いじめ対応マニュアル」が示された。マニュアルの中の「集団の中でいじめにあわない学校・学級づくりを大切にする」、「教職員と児童生徒との信頼関係を築く」等、市町の実態に合わせて、各学校で実践するように働き掛けている。

「いじめ防止対策推進法」については、第15条に「学校におけるいじめの防止」について言及されているので、法に則り、実態に沿った対応を進めている。

平成25年6月 県議会文教警察委員会 質問・答弁要旨

36

日付

平成25年7月30日

質問者
(会派)

天野 一(自民改革会議)

答弁者

教育総務課参事

項目

指導主事の現場への配置

要旨

天野委員

知事が指導主事を学校に戻す発言をしているが、教育委員会としてどのようにして戻すことを考えているのか。

教育総務課参事

教育行政のあり方検討会の意見書では、事務局勤務の教員配置を専門性が必要な業務に限定した上で、現場を重視した教員配置を進めるということから、現在、教科指導などの教員に対する指導や支援を行う業務を洗い出した上で、教員が担う業務を精査している。

この精査により、学校現場に教員を戻し、併せて、学校現場により近い場所で指導主事として配置する体制を検討している。

天野委員

いつまでに決定し、どのように戻していくのか。

教育総務課参事

教員を現場に戻すことについては、組織・定数に関する事なので、知事部局と連携した「教育委員会事務局の組織体制検討プロジェクトチーム」で秋までに検討することとしている。

なお、教員を一度に戻すことはできないので、何年か掛けて戻していくことを検討している。

平成25年6月 県議会文教警察委員会 質問・答弁要旨

37

日付

平成25年7月30日

質問者
(会派)

天野 一(自民改革会議)

答弁者

財務課長
スポーツ振興課長

項目

静岡県富士水泳場の天井材落下事故

要旨

天野委員

富士水泳場の天井材の落下は、根本的には設計と施工が正しかったのかを明らかにすべきと考えるが、見解を伺う。

スポーツ振興課長

設計、施工上に問題がなかったのかを含めて、現在、国土交通省に調査を委ねているところであり、その結果では不十分であるということならば、再度、調査を行うなど次の対策を講じていく。

天野委員

富士水泳場の天井材の落下について、国の方針で、設計と施工に問題があるとするのであれば、コストがいくら掛かろうが、命に関わることであるので迅速に対応すべきであると思うが、迅速性が感じられないため、その点について伺う。

財務課長

今回の建築基準関係の法令改正については、7月12日に施行令が改正された。

今後、夏ごろに技術基準の告示が示される予定になっており、あわせて秋ごろに技術基準の告示に基づく事例集が作成されることになっている。

このあたりをしっかりと確認しないと対応がとれないのが現状であるため、これらが分かり次第、出来るだけ早く対応を図っていきたいと考えている。

平成25年6月 県議会文教警察委員会 質問・答弁要旨

38

日付

平成25年7月30日

質問者
(会派)

天野 一 (自民改革会議)

答弁者

教育長
学校教育課長

項目

いじめ問題

要旨

天野一委員

いじめをしないために子ども同士で考えることが大切ではないか。教員はどのように指導していくか。

学校教育課長

いじめ防止対策推進法に基づき、全ての教育活動で児童生徒と教師が信頼関係を築くとともに、県の「きまりを守る育成協議会」で示された提言を受け、「静岡県からいじめをなくすための提言具現化委員会」で具体策を検討している。

天野一委員

いじめを子どもに自分の問題として考えさせる教育の推進をどのように取り組むか。

教育長

いじめについては子どもたち自らの問題である。静岡県・市町教育委員会代表者会の提言の中にも最初に示されていて、学校でも意識的にいじめについて子ども同士で考えさせている。また、家庭・地域の力も借りて未然防止に努めている。学校の取組実践についてまとめ、各学校に周知を図っていきたい。

平成25年6月 県議会文教警察委員会 質問・答弁要旨

39

日付

平成25年7月30日

質問者
(会派)

天野 一(自民改革会議)

答弁者

教育長
学校教育課長

項目

部活動の体罰と部活動の在り方

要旨

天野委員

部活動は教育の一環としながらも、教員の中には勝負にこだわり勝つことに重点をおいて指導しているものがある。このような部活動はまったく持って教育の一環ではないと考える。学校教育活動の一環としての部活動のあり方を教育委員会全体で考えるべきだと考えるがどうか？

学校教育課長

本年5月に「運動部活動での指導のガイドライン」が発信され、全公立中学校・高等学校に配布し、その内容の周知徹底を図っているところである。

中高連携部活動顧問研修会や新体力テスト説明会でも部活動に関する研修を行う。また、中学校体育連盟と連携し、文部科学省から講師を招くなどして体罰に特化した研修会を予定している。高等学校体育連盟では自発的に体罰根絶の努力目標を設定している。

外部指導者の研修会でも体罰に関係した内容を行うなど、体罰根絶に向けて努力しているところである。

天野委員

スポーツの中で今まで少くも厳しくしてもよいと言う文化があった。基本的には体罰も人権問題である。基本的人権を尊重することを周知する必要があると考えるがどうか？

教育長

体罰問題の根底にも人権があると考えます。教員自身が自分の価値観を絶対視しないで、多くの物事や人々に接しているいろいろな価値観に触れることにより、自分の価値観を相対化させることと、相手の身になって考える想像力が大事である。そのことを私自身研修会で伝えている。このような視点から体罰根絶に向けて、努力していきたい。

平成25年6月 県議会文教警察委員会 質問・答弁要旨

40

日付

平成25年7月30日

質問者
(会派)

天野 一(自民改革会議)

答弁者

学校人事課長

項目

校長の権限

要旨

天野委員

校長の権限が低いと捉えている。学校経営の最高責任者であるため、いじめ、体罰の問題など校長が掌握していなければならない。職員会議、子どもとのコミュニケーション等、校長の運営管理の問題と権限にメスを入れるべきである。この点について伺う。また、学校の経営の中で教育委員会と学校の立ち位置について伺う。

学校人事課長

学校現場において、最終最高責任者であるという意味合いで校長の意を学校全体で教員と話しをまとめながら進めていく、その旗頭が校長である。人事、予算の面で校長に裁量権を与えるなど、自立的な学校経営ができる手立てをとっている。教育委員会の姿勢としては、活力のある学校教育を展開するために、学校が努力する、それをサポートするのが教育委員会のスタンスだと考える。そのための諸所の施策をそれぞれの部署でうっていくことが責務と考える。

天野委員

校長の任期について、日本では定年間近の人が校長になっている。ヨーロッパでは6年が任期である。最初の2年でいろんなことをやり、次の4年で集大成をし、6年も学校経営を行う。日本は今のよう3年ないし2年で校長が終わる。定年で終わる校長で夢を持ってやれるのか、今のやり方でよいかどうか伺う。

教育長

校長の管理責任については、校長の権限を重視しつつも教育委員会からの適切な指導が必要である。その際校長がモチベーションを保ち、やりがいある職にするためには、校長の特色ある取組みに対して教育委員会がインセンティブを付与するような働きかけが必要だというあり方検討会で提言もいただいている。提言を踏まえて現在検討を行っている。

校長の在任期間については、1校での期間を従来は3年が標準だったが、4年あるいは5年と長期化することにより教育の理念を実現することに努めているが、一方では長期化することの弊害も言われている。いろいろな意見を伺って今後取組んで行く。

平成25年6月 県議会文教警察委員会 質問・答弁要旨

41		日付	平成25年7月30日
質問者 (会派)	天野 一(自民改革会議)	答弁者	学校教育課長
項目	学校の安全管理		
要旨	<p>天野委員 現在、インターネット等で学校を爆破する等の書き込みや、不審者等の問題がある。学校の安全管理について学校はどのように対応しようとしているのか伺う。</p> <p>学校教育課長 様々な方面から、子どもたちの生命を守る取組がされている。 学校では、学校安全計画を作成し、学校運営全体で子どもたちの安全をどのように守っていくのかを決めている。あわせて、不審者対応の訓練や地域の方々等の協力をいただきながら通学路の合同点検も行われている。本年度は通学路アドバイザーにより客観的な視点で通学路の安全を守る取組もされていく。</p> <p>天野委員 現在の学校の安全管理体制で十分か？また、職員も含めて不審者が学校に入ってきた時等の対応マニュアルがあるのか伺う。</p> <p>学校教育課長 平成23年度の調査では、教職員の安全対応能力の向上を図るための取組として防犯訓練等を実施した学校の割合は80%弱、学校への不審者が侵入するなどの緊急時に備えた対応を行っている学校は97%を超えている。また、学校保健安全法では学校の危機管理マニュアルを作成することとなり、校長の管理の下安全管理に努めている。 昨年度末に、教科を横断的に安全に関する指導内容をまとめた、命を守る力を育てるという学校安全教育指導資料を配布し、子ども自ら教科や生活の中で学んだことを生かして自らの命を守れるよう、研修等で先生方を指導しているところである。</p>		

平成25年6月 県議会文教警察委員会 質問・答弁要旨

42

日付

平成25年7月30日

質問者
(会派)

天野 一(自民改革会議)

答弁者

学校教育課長

項目

学校給食の食物アレルギー対応

要旨

天野委員

学校給食でアレルギーでなくなった例が全国であるが、静岡県では学校給食の食物アレルギーの問題についてどのように対応し指導しているか伺う。

学校教育課長

平成22年度より学校生活管理指導表を使用してアレルギー対策を行っている。これは、保護者の申し出を受けて、学校医と主治医の指導をいただきながら、個に応じたアレルギー対策をしていくものである。昨年度の調査では3,888人のアレルギー疾患の子どもがいるが、その子どもたちの個表を作成し、対応しているところである。

平成25年6月 県議会文教警察委員会 質問・答弁要旨

43

日付

平成25年7月30日

質問者
(会派)

東堂 陽一 (自民改革会議)

答弁者

小中学校教育室長

項目

小学生の学力低下

要旨

東堂委員

小学生の学力低下の原因と学力低下をどのように確認しているかを伺う。

小中学校教育室長

平成19年度の調査結果では静岡県は小中学校ともたいへんよい結果であった。その後、中学校は上位で安定しているが、小学校においては平均正答率が徐々に低下し、昨年度においては全ての教科で全国の平均正答率を下回った。昨年度、調査結果を詳細に分析するため学力検証委員会を立ち上げ、改善策を検討し、学力向上に向けた提言が示された。調査結果を学校改善・授業改善に活用するよう、教師が授業でねらいとする付けたい力と教育活動が結びつくよう、各学校に働き掛けている。

東堂委員

小学校の学力低下の具体的な原因、提言にある「指導目標があいまいである」の意味、支援ソフトでどのような分析をするのかについて伺う。

小中学校教育室長

(「指導目標があいまいである」の意味について)

小学校の授業では、子どもたちが聞き合ったり、話し合ったりするなど子ども同士の活動に重点が置かれている。そのような活動は大切であるが、指導目標である付けたい力があいまいであるため、指導目標と活動が結びついていないことが多い。指導目標を明確に持ち、指導目標を達成するための話し合い活動や体験活動になるよう働き掛けている。

要 旨

(小学校の学力低下の具体的な原因について)

分析によると、本県の小学生は、後半の問題の無回答率が比較的高いことが分かり、回答時間が不足していることが推測される。すなわち「読む力」が足りないことが考えられる。「読む力」の向上を目指した授業実践や読書活動の充実を働き掛けている。

(支援ソフトの分析について)

算数・数学で言えば、例えば、図形領域等の領域別の分析や基礎基本問題と応用問題の比較等から、指導すべき事項が分かるような支援ソフトである。昨年度、13会場で教頭対象の支援ソフトの説明会を開催した。今年度の調査についても、支援ソフトを活用し、自校のよさや課題を明確にするよう働き掛けている。

東堂委員

調査の点数を上げることだけにならないように、学力の向上に向け、学力低下の原因をきちんと分析し、対策を講じて欲しい。

平成25年6月 県議会文教警察委員会 質問・答弁要旨

44	日付	平成25年7月30日	
質問者 (会派)	東堂 陽一(自民改革会議)	答弁者	学校教育課長 高校教育室長
項目	幼児教育を含めた小中高等学校での道德教育の実態		
要旨	<p>東堂委員 幼児教育を含めた小中高等学校での道德教育の実態について伺う。</p> <p>学校教育課長 発達段階に応じて、子ども自らが集団の現状に向き合っ、いじめを行う心の弱さや、いじめを克服する強さを見つめて、より良い集団像について話し合う場を持つことが大切である。規範意識の醸成については、きまりを守る子ども育成協議会において、家庭教育の重要性が示されている。このような状況を踏まえて、道德教育の推進は重要であり、教師の指導力が問われている。</p> <p>現在、道德は、教育課程分析会議等で、全ての学校で推進されていることが確認されている。また、教師の指導力を高めるために、センター等で道德教育に関する研修が行われているが、新たな取組として、スクールカウンセラーによる「いじめ」についての具体的な事例を用いた研修会を行っており、道德教育の重要性等、教師の実践的指導力向上に努めている。</p> <p>高校教育室長 高等学校においては、道德の時間は設置されていないが、学習指導要領においても教育活動全体を通じて行うと規定されており、全体計画を作成することになっている。社会科の時間や学校行事、ホームルーム活動等において、人間としての在り方・生き方について学習している。</p> <p>東堂委員 幼児教育における道德教育はどのように行われているか。</p> <p>学校教育課長 子どもはありのままの自分を受け止めてもらえることで、安心感や信</p>		

要 旨

頼感が醸成される。きまりを守る子ども育成協議会においても提言の柱が家庭教育の大切さであった。家庭・地域に、また、幼稚園の初任者研修等において、道徳教育の大切さについての理解が深めるよう働き掛けている。

東堂委員

道徳教育、規範意識の醸成は、2, 3歳の幼児期からしっかりと行うことが重要である。

平成25年6月 県議会文教警察委員会 質問・答弁要旨

45	日付	平成25年7月30日	
質問者 (会派)	東堂 陽一(自民改革会議)	答弁者	学校人事課長
項目	静岡式35人学級編制		
要旨	<p>東堂委員 35人学級編制が学力向上及び人間形成上、どのような効果があるのか伺う。</p> <p>学校人事課長 アンケート調査の中で効果があるという結果を得ている。授業への取り組みが非常に積極的になった、一人ひとりに目を配ることができる、生活面でも効果があると教員の約9割が回答している。少人数の中で細かく目を配り授業ができていると報告されている。</p> <p>東堂委員 先生の立場でみると少人数の方が教えやすい、子どもも少人数ならば先生と話ができる。当然そのようなことは直感的にも理解できる。いろんな角度から見た場合にどれだけ効果があるのか検証が必要。学力で言えば点数が上がったとか、いじめが減った等の事例があれば教えてほしい、なければ検討してほしい。</p> <p>学校人事課長 アンケート等での聞き取りはあるが、数字でのデータはない。効果については35人学級編制だけでなく学校教育活動全体の中で表れてくるものであるので、単純に35人学級編制の直接的な効果の判定ができるかということは難しいが、学力や生活面について注視しながら35人学級編制の効果の検証を続けていく。</p>		

静岡県教育情報化推進ワークショップの開催

(教育政策課)

1 目的

静岡県高度情報化基本計画「ふじのくに ICT 戦略」及び静岡県教育情報化推進基本計画に基づき、市町と県の関係者が、情報化社会に対応できる教育の推進や、教育事務の効率化、デジタル教材等の活用などに焦点を当て、組織の枠を越えた情報交換の場を設け、県や市町の教育委員会だけでなく、首長部局との協働により ICT の安全・安心な利活用等の観点からも相互に連携・協力し、教育の情報化を推進するため。

2 テーマ

変化の激しい社会を生き抜くことができるよう、子どもたちの「生きる力」を育む教育を実現するために、重要な役割を担う教育の情報化の的確な推進を図るため、以下の事項をテーマとして開催する。

- (1) 情報通信技術を効果的に活用した、分かりやすく深まる授業を実現する学校 ICT 環境の整備
- (2) 「分かる授業」や情報モラルの育成を実現する教員の ICT 活用指導力の向上

3 対象

市町及び県関係職員（市町首長部局及び教育委員会、県知事部局及び教育委員会）

4 概要

- (1) 開催名 静岡県教育情報化推進ワークショップ
～社会を生き抜く力を育む教育の実現
学校 ICT 環境整備・ICT 活用指導力の向上～
- (2) 日時 平成 25 年 9 月 12 日（木）
午後 1 時 15 分から午後 4 時 30 分
- (3) 会場 静岡県庁西館 4 階会議室（静岡市葵区追手町 9 - 6）
- (4) 参加者 市町職員、国及び県職員 100 名程度
- (5) 主催 企画広報部情報統計局情報政策課と教育委員会教育政策課との共催
- (6) 内容 国、県の情報化推進担当者による基調講演と市町、国及び県の情報化推進担当者によるワークショップ（予定）

ア 基調講演

- (ア) 教育の情報化に関する総務省の取組について
総務省情報流通行政局情報通信利用促進課 課長補佐 龜井 晴彦
- (イ) 教育の情報化に関する文部科学省の取組について
文部科学省生涯学習政策局参事官 参事官補佐 西條 英吾
- (ウ) 教育の情報化に関する静岡県教育委員会の取組について
静岡県教育委員会教育政策課情報化推進室 室長 奈良間 一博

イ ワークショップ（パネリストはオブザーバーとして参加）

1 グループは 9 名程度、人員構成は、首長部局・教育委員会半々とする。

- (ア) テーマ 1 「情報通信技術を効果的に活用した、分かりやすく深まる授業を実現する学校 ICT 環境の整備」
- (イ) テーマ 2 「『分かる授業』や情報モラルの育成を実現する教員の ICT 活用指導力の向上」

ウ 教育の情報化に関するパネルディスカッション（パネリスト9名）

- ・ 総務省情報流通行政局情報通信利用促進課 課長補佐 龜井 晴彦
- ・ 文部科学省生涯学習政策局参事官 参事官補佐 西條 英吾
- ・ 静岡県教育委員会教育次長 山崎 泰啓
- ・ 静岡県企画広報部情報統計局情報政策課 課長 海野 泰弘
- ・ 静岡県教育委員会教育政策課 課長 渋谷 浩史
- ・ 静岡県教育委員会学校教育課 課長 輿水 まゆみ
- ・ 静岡県総合教育センター総務企画課 情報管理班長 中村 真二
- ・ 静岡県CIOアドバイザー 小林 丈記
- ・ 静岡県教育委員会教育政策課情報化推進室 室長 奈良間 一博（コーディネータ）

(ア) 各グループからの発表（3分×8グループ=24分）

(イ) ディスカッション（20分）

- a 市町首長部局による対応
- b 市町教育委員会による対応
- c 県や国の対応

(ウ) 各パネリストからの総括（16分）

エ タイムスケジュール

時刻	内容
9:30 - 12:00	会場準備
12:30 -	受付
13:15 - 13:25	開会、挨拶
13:25 - 13:40	基調講演（総務省） 教育の情報化に関する総務省の取組について
13:40 - 13:55	基調講演（文部科学省） 教育の情報化に関する文部科学省の取組について
13:55 - 14:10	基調講演（静岡県教育委員会） 教育の情報化に関する静岡県教育委員会の取組について
14:10 - 14:20	休憩（ワークショップへの移動）
14:20 - 15:20	教育の情報化に関するワークショップ ・ テーマ1（学校ICT環境の整備） ・ テーマ2（ICT活用指導力の向上）
15:20 - 15:30	休憩
15:30 - 16:30	教育の情報化に関するパネルディスカッション ・ 各グループからの発表 ・ ディスカッション ・ 各パネリストからの総括
16:30	閉会・散会

ワークショップ・・・一方的な知や技術の伝達ではなく、参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で何かを学びあったり創りだしたりする、双方向的な学びと創造のスタイル。

(件名)

静岡県教育委員会におけるフェイスブックページの試行

(教育政策課)

1 目的

Facebook を活用した情報発信により、地域や家庭等の県民に、教育政策課の様々な活動を積極的に発信し、透明性の高い教育行政の確立を図るとともに、活動に対する意見を幅広く聴取し、教育行政の応援団を作る（増やす）ことを目的とする。

併せて、将来的な活用展開の方向性等について検討する。

2 事業内容

教育政策課で Facebook の効果的な活用を検証し、その成果を教育委員会全体に展開する。

(1) 閲覧対象者

ア Facebook 利用者（「いいね！」やコメントの投稿が可能）

イ インターネット接続環境がある者（閲覧のみ可能）

(2) ターゲット

30 代以上の保護者世代

(3) 投稿内容

ア 教育政策課の行事予定や活動状況

(ア) 移動教育委員会等の写真及び動画

(イ) 会議、イベント等の案内

(ウ) 事業、制度、試験等の紹介や告知

(エ) Eジャーナル記事の再掲

イ 学校現場の行事予定や活動状況

(ア) 各校の文化祭、体育祭、周年行事等の紹介

(イ) 生徒が開発・発売している商品の紹介

(ウ) その他各校の紹介、特徴的な取組等の紹介

ウ 各種イベントの案内

(ア) 高校総体、高文祭等

(イ) 中央図書館や少年自然の家等主催イベント

エ アンケート機能の活用（パブリックコメント聴取等への活用）

(4) 運用経費

既定経費対応

(5) スケジュール

時期	実施内容
平成25年4月から平成25年9月	試行用ホームページ作成効果検証
平成25年10月以降	検証結果報告、教育委員会全体への展開を検討

3 Facebook 選定理由

- (1) 投稿した内容が、Facebook 利用者に自動的に配信される
- (2) 更新が容易で、タイムリーな話題をリアルタイムに発信できる
- (3) 実名登録が原則であるため、閲覧者から信頼性や質の高い意見を聴取できる

4 ホームページとの違い

	Facebook (FB)	ホームページ (HP)
配信形態	プッシュ型	プル型
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・更新情報をユーザーへ自動配信 ・ユーザーは情報を取りに行かなくとも自動受信できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ユーザー側に訪れてもらわなければ情報を届けられない ・ユーザーを待ち続けるメディア

5 他の導入事例

文部科学省、静岡県（広報課）、山梨県、静岡県藤枝市、浜松市 他多数

6 期待される効果

- (1) 教育委員会からの投稿に対する反響やコメント等を、今後の事業に生かすことができる。
- (2) Facebookは実名登録が原則であるため、コメントも誹謗中傷等は少なく、建設的な意見を多く得られる。
- (3) インターネット接続環境があれば、出張先からでも投稿が可能のため、タイムリーな話題をリアルタイムで発信し、周知できる。
- (4) 教育委員会の様々な活動を積極的に発信していくことにより、活動に携わる現場の教職員や児童生徒の意欲の喚起と活性化が期待される。
- (5) Facebookによるきめ細かな情報発信と既存のホームページ等との連携を通じ、より教育委員会の活動への理解を求めることができる。
- (6) スマートデバイスの普及により身近となったソーシャルメディアは、教育行政に関心の薄い若年層にも多く利用されているため、これら若年層にも教育行政への関心を持ってもらえることが期待される。
- (7) 教育委員会全体に展開後は、以下についての活用も見込まれる。
 - ア 教育委員会定例会の写真、動画及び議事録
 - イ 各課の行事予定や活動状況
 - ウ イベント単位でのFacebook ページ作成（高校総体等）

7 課題

- (1) ソーシャルメディアの特性やリスク（炎上等）、著作権（写真撮影方法等）、個人情報保護等遵守事項、運用管理体制（情報発信単位、コメント返信、サービス・決裁規程等）の検討
- (2) 閲覧者に飽きられないページ作り（更新頻度の管理等）
- (3) 職員個々の広報意識向上と積極的な情報発信

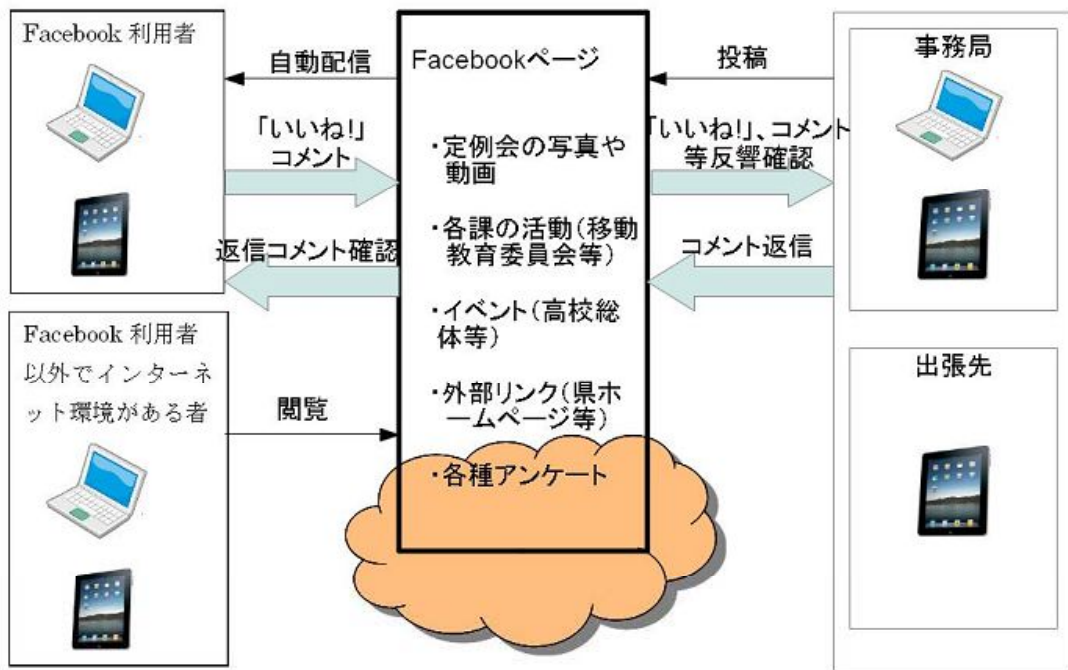
8 今後の対応

- (1) 運用ポリシーにより、試行中の投稿内容やコメントの返信、更新の頻度等を明確にし、適正な運用を図る。
- (2) ソーシャルメディア運用ガイドライン（試行版）により、遵守事項を利用者に理解させた上で、適正な運用を図る。
- (3) 当事業の趣旨への理解と、Facebook の特性について職員全体に周知し、職員個々の広報意識向上に努める。

9 本事業終了の時期

- (1) 本事業の目的を達する上で、より適したツールが出てきた場合
 - (2) 「いいね！」獲得数が極端に少なく、費用対効果が薄いと判断された場合
- ※ 教育政策課の試行によるFacebook ページは、平成25年9月末で一度終了する。

10 Facebook 概念図



(件 名)

養護教諭指導リーダー育成事業

(学校教育課健康・安全班)

1 事業の目的

保健室経営等の実践力に優れた現職養護教諭を養護教諭指導リーダー（以下、「指導リーダー」という。）として任命し、協議会（県教育委員会主催）保健室等公開及び保健室訪問等を実施し、助言対象者を直接指導・助言することにより、県内の養護教諭の中核となるための指導力及び資質能力の向上を図る。

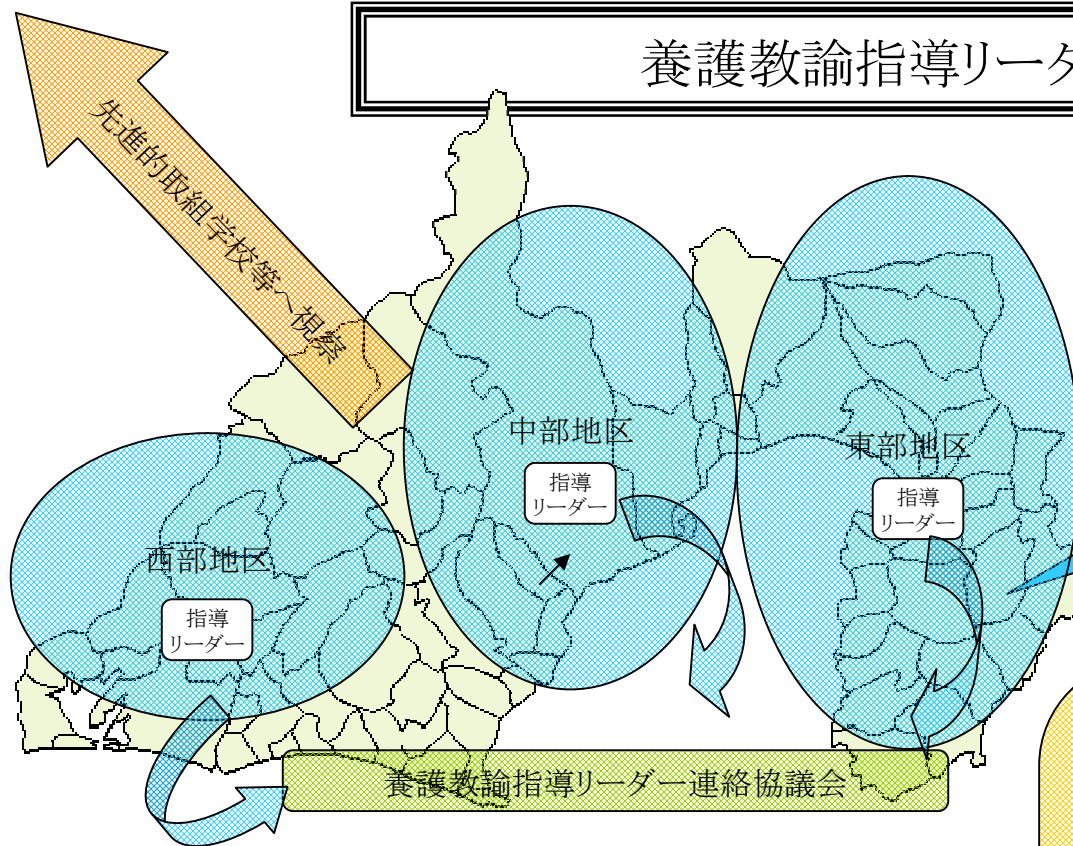
2 事業概要

- (1) 平成 25 年 8 月 1 日より企画調整費充当事業として開始する。
平成 25 年度事業費予算 559 千円
- (2) 指導リーダーは、県立学校養護教諭の中から教育委員会が任命。（東部、中部、西部の各地区 1 名）
- (3) 助言対象者 2～4 年経験者養護教諭 13 校 15 名

3 事業内容

- (1) 指導リーダーの保健室等の公開
 - ・事項の保健室及び学校行事等における養護教諭の執務を公開。
 - ・助言対象者は保健室等の公開に年 3 回参加する。
- (2) 指導リーダーによる保健室訪問指導
 - ・助言対象者 1 人につき年 2 回、各回 4 時間の訪問指導を行う。
- (3) 指導リーダー連絡協議会の実施
 - ・保健室経営や健康課題の解決に向けての見識を深める内容で実施し、指導の一貫性を図る。年 3 回実施。
- (4) 先進的取組学校等への視察研修の実施
 - ・健康課題の解決に向けての指導方法等について学ぶ。視察研修の内容や学んだことを各地区等で伝達するなど、各種の研修に生かしていく。
 - 本年度は東北の被災地への視察を実施。

養護教諭指導リーダー育成事業



「養護教諭指導リーダー」の役割

- 保健室公開
- 若手養護教諭の巡回指導
- 養護教諭指導リーダー連絡協議会
- 先進的取組を行っている学校等への視察

養護教諭の資質向上を図る上での課題

- ・養護教諭の管理職が少ないため、養護教諭を指導するリーダーとなる人物の育成が必要
- ・一人職のため、各校に見本となる先輩養護教諭の不在
- ・2～4年経験者養護教諭の研修機会がない
- ・一人職のため、養護教諭研修時の不在の体制整備
- ・事業仕分けによるスクールヘルスリーダーの縮小廃止
 - ※退職養護教諭がスクールヘルスリーダーとなり、1年経験者養護教諭を対象に年9回の訪問指導を行っている。
- ・複数配置校にはスクールヘルスリーダーを派遣していない
- ・地区により年齢構成が異なっている。大量退職期を迎えている。

保健室公開

- ・2～4年経験者養護教諭を対象に保健室を公開(随時)
(保健室のレイアウト、薬品の管理、書類の管理、応急手当、保健指導、健康相談等の実際の執務を見学)
- ・学校行事(体育祭、宿泊訓練等)の養護教諭の執務を公開

巡回指導

- ・2～4年経験者養護教諭を対象に訪問指導を行う
(1人当たり2回/年)

養護教諭指導リーダー連絡協議会

- ・保健室経営や健康課題の解決に向けての見識を深める内容で実施し、指導の一貫性を図る。年3回実施。

先進的取組学校等への視察

- ・先進的な取組を実施している学校や、全国的な研修会等に参加し、その内容を各地区で伝達する。

平成26年度教員採用第1次選考試験の結果

(学校人事課)

(要旨)

平成25年7月13日(土)14日(日)に実施した、平成26年度教員採用第1次選考試験について、厳正な選考作業を進め、下記のとおりの結果となった。

(概要)

1 合格者数等について

高等学校教員						特別支援学校教員						小・中学校教員							
教科	志願者数	欠席者数	受験者数	合格者数	倍率	校種教科	志願者数	欠席者数	受験者数	合格者数	倍率	校種教科	志願者数 (小中共通)	欠席者数 (小中共通)	受験者数 (小中共通)	合格者数 (小中共通)	倍率		
国語	92	9	83	40	2.1	小学部	161	7	154	96	1.6	小学校	780	31	749	401	1.9		
地歴	173	25	148	30	4.9	中 学 部	国語	12	2	10	4	2.5	中 学 校	国語	102 <17>	5 <1>	97 <16>	56 <12>	1.7
公民	63	17	46	10	4.6		社会	61	3	58	13	4.5		社会	120 <10>	18 <0>	102 <10>	50 <5>	2.0
数学	129	17	112	45	2.5		数学	7	0	7	4	1.8		数学	98 <15>	3 <0>	95 <15>	34 <7>	2.8
理科	165	23	142	63	2.3		理科	9	0	9	5	1.8		理科	92 <13>	8 <2>	84 <11>	46 <8>	1.8
保体	243	30	213	27	7.9		音楽	21	2	19	17	1.1		音楽	73 <11>	5 <1>	68 <10>	25 <5>	2.7
家庭	31	2	29	10	2.9		美術	13	1	12	8	1.5		美術	28 <4>	1 <0>	27 <4>	8 <2>	3.4
農業	21	0	21	9	2.3		保体	122	7	115	26	4.4		保体	139 <10>	10 <1>	129 <9>	39 <3>	3.3
工業	68	3	65	25	2.6		技術	5	0	5	2	2.5		技術	11 <5>	1 <0>	10 <5>	6 <3>	1.7
商業	68	12	56	11	5.1		家庭	6	1	5	4	1.3		家庭	11 <4>	1 <0>	10 <4>	6 <4>	1.7
水産	4	1	3	3	1.0		英語	18	0	18	15	1.2		英語	118 <13>	16 <2>	102 <11>	60 <6>	1.7
英語	118	14	104	38	2.7	中計	274	16	258	98	2.6	中計	792 <102>	68 <7>	724 <95>	330 <55>	2.2		
芸術	59	5	54	6	9.0	小・中計	435	23	412	194	2.1	小中合計	1,572	99	1,473	731	2.0		
情報	34	3	31	3	10.3	理療	*												
福祉	7	0	7	3	2.3							養護合計	133	16	117	50	2.3		
高合計	1,275	161	1,114	323	3.4	特支合計	435	23	412	194	2.1	合計	1,705	115	1,590	781	2.0		

農業実習、工業実習、水産実習を除く

(倍率) = (受験者数) ÷ 合格者数

2 平成26年度教員採用選考試験の結果発表について

(1) 第1次選考試験結果 8月5日(月)本人宛郵送。正午に、県庁本館2階に合格者受験番号を掲示し、教育委員会ホームページでも公開。

(2) 第2次選考試験結果 10月1日(火)の予定

(件 名)

三ヶ日青年の家の指定管理者候補者の選定

(社会教育課)

1 概 要

三ヶ日青年の家の指定管理者候補者について、7月12日の第1次審査(書類審査)を経て、7月26日の第2次審査(プレゼンテーション、ヒアリング)において決定した。

2 審査の結果

(1) 指定管理者候補者

指定管理者候補者	代表団体所在地	指定管理期間及び指定管理料
三ヶ日フィールドパートナーズ <構成団体> ・(株)ヤタロー(代表団体) ・(株)東急コミュニティー ・(有)シップマン	浜松市東区	3年間：H26.4～H29.3 海洋あり 111,900千円/年 海洋なし 102,000千円/年

(2) 審査結果

申請者名(申請書提出順)	1次審査結果		2次審査結果	
	評価点	結果	評価点	結果
遠鉄アシスト(株)	81.13		80.25	×
(株)サンアメニティ	75.88	×		
三ヶ日フィールドパートナーズ	80.75		82.50	

3 選定の理由

- (1) 青少年教育施設としての目的に沿った事業が計画され、三ヶ日地域の特性を取り入れるなど、施設の魅力を高める主催事業や青少年健全育成のための効果的な研修プログラムの提案があり、評価された。
- (2) 施設の状況を把握し、海洋型青少年教育施設として安全安心な活動実施を実現するための具体的な提案があり、評価された。
- (3) 海洋活動に関する専門知識・技術を持つ者、団体指導の実績がある者を的確に配置し、組織的な安全管理体制が取られ、利用者の安全が確保できる提案があり、評価された。

4 今後のスケジュール

平成 25 年 9 月県議会	指定管理者の指定について議案提出
平成 25 年 10 月～3 月	指定管理者への引継ぎ(6 か月間)
平成 26 年 3 月	指定管理者と協定締結
平成 26 年 4 月	指定管理者による管理運営開始

日中青年代表交流

(社会教育課)

静岡県内の各分野の青年代表と中国浙江省青年連合会の青年代表の交流について、平成 25 年 7 月 6 日に、浙江省交流の事前ガイダンスを兼ねた第 1 回セミナーを開催したので、「参加の状況」及び「浙江省交流」の日程概要と合わせて報告する。

1 参加の状況

- (1) 参加資格 中国に関心があり、日中の友好交流の促進や相互発展への取組に参加する意志のある、県内各分野の 20 歳から概ね 35 歳までの青年。
- (2) 募集定員 30 名
- (3) 参加人数 26 名 (平均年齢 31.0 歳)

所属先

男	女	計
16	10	26

静岡県農業協同組合中央会、荻原製茶、加和太建設株式会社、鈴与株式会社、清和海運株式会社、株式会社天野回漕店、静岡朝日テレビ、サンワ環境整備株式会社、株式会社竹屋旅館(ホテルクエスト清水)、医療法人社団柴山クリニック、有限会社太田会計事務所、静岡県信用保証協会、三島商工会議所、袋井商工会議所、静岡市議会、小山町役場、静岡県庁、静岡県立中央図書館、静岡県立稲取高等学校、静岡県立田方農業高等学校、静岡県立浜松東高等学校、島田市立金谷小学校、菊川市立堀之内小学校、袋井市立袋井北小学校、静岡文化芸術大学

	25年度	24年度
会社員	9	15
団体職員	5	4
教員	5	6
公務員	4	3
議員	1	1
その他	2	1
計	26	30

2 第 1 回セミナー 平成 25 年 7 月 6 日 (土)

内 容
開講式、オリエンテーション (事業概要説明 等) 講義「中国・浙江省事情講座」講師：高林 久記 氏 (静岡県日中友好協議会事務局次長) 浙江省交流ガイダンス、中国語講座、グループワーク 等

3 浙江省交流日程概要 平成 25 年 8 月 9 日 (金) ~ 16 日 (金) 7 泊 8 日

	8/9(金)	8/10(土)	8/11(日)	8/12(月)	8/13(火)	8/14(水)	8/15(木)	8/16(金)
午前		杭州市内 視察 (西湖遊覧等)	ホームステイ	現地企業 (中国移動通信) 研修	現地企業 (IT・製造) ユース別研修	日系企業 (浙江省平湖市) 研修	上海 グループ ワーキング	上海浦東 空港
午後	静岡空港 上海浦東空港 杭州市	対面式 ホームステイ	ホームステイ	グループ別 企業等研修	杭州 グループ ワーキング	浙江省内 (西塘) 視察 上海市		静岡空港
夜			レプション			交流夕食会		
宿泊	杭州市内	ホームステイ先	杭州市内	杭州市内	杭州市内	上海市内	上海市内	